

令和7年 第1回

かつらぎ町議会定例会（3月会議）

議 案

令和7年2月27日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）付議事件

報告第2号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
議案第16号	かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第17号	かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例制定について	5
議案第18号	かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定について	8
議案第19号	かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例等の一部を改正する条例制定について	10
議案第20号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第21号	かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第22号	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	20
議案第23号	職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について	36
議案第24号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関す る条例制定について	47
議案第25号	公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関 する条例制定について	51
議案第26号	かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する 条例制定について	70
議案第27号	妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の全部を 改正する条例制定について	73
議案第28号	かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定に ついて	78
議案第29号	かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例制定について	83
議案第30号	かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例制定について	87
議案第31号	かつらぎ町児童館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定に ついて	97
議案第32号	老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定 について	102
議案第33号	花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について	105
議案第34号	かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例制定について	108
議案第35号	かつらぎ町森林環境譲与税基金条例制定について	118

議案第36号	国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例制定について	120
議案第37号	かつらぎ町青少年健全育成基金条例制定について	122
議案第38号	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について	124
議案第39号	かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	127
議案第40号	かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例制定に ついて	130
議案第41号	かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事 等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に ついて	134
議案第42号	かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例制定について	136
議案第43号	かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定 について	138
議案第44号	かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例制定について	141
議案第45号	工事請負契約の締結について	144
議案第46号	工事請負契約金額変更契約の締結について	145
議案第47号	かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について	146
議案第48号	辺地総合整備計画の変更について	147
議案第49号	電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約廃止に 関する協議について	149
議案第50号	令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）	151
議案第51号	令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算 （第2号）	241
議案第52号	令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第5号）	248
議案第53号	令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	260
議案第54号	令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算 （第3号）	268
議案第55号	令和6年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第5号）	274
議案第56号	令和6年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第5号）	292
議案第57号	令和7年度かつらぎ町一般会計予算	301
議案第58号	令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算	313
議案第59号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算	317
議案第60号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算	321
議案第61号	令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算	323

議案第62号	令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算	326
議案第63号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算	331
議案第64号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算	356

報告第 2 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年2月27日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 16 号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町議会委員会条例（昭和62年かつらぎ町条例第12号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日

提出者	かつらぎ町議会議員	東 芝 弘 明
賛成者	かつらぎ町議会議員	大 山 希 世
〃	〃	藤 本 憲 一
〃	〃	浦 中 隆 男
〃	〃	溝 北 好 一
〃	〃	羽 根 祥 起

記

- 1 かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
かつらぎ町課室設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例

かつらぎ町議会委員会条例（昭和62年かつらぎ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「管財情報課」を「管財課」に、「産業観光課」を「農林振興課、まちづくり推進課」に改め、同条第2号中「住民福祉課、環境課、健康推進課」を「福祉介護課、住民環境課、健康保険課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年かつらぎ町条例第
2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日

提出者	かつらぎ町議会議員	東 芝 弘 明
賛成者	かつらぎ町議会議員	大 山 希 世
〃	〃	藤 本 憲 一
〃	〃	浦 中 隆 男
〃	〃	溝 北 好 一
〃	〃	羽 根 祥 起

記

1 かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)

2 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、
所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 18 号

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第5号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日

提出者	かつらぎ町議会議員	東 芝 弘 明
賛成者	かつらぎ町議会議員	大 山 希 世
〃	〃	藤 本 憲 一
〃	〃	浦 中 隆 男
〃	〃	溝 北 好 一
〃	〃	羽 根 祥 起

記

- 1 かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第128条」を「第132条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第33号）等の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年かつらぎ町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「法第 2 条第 12 項」を「法第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「法第 2 条第 14 項」を「法第 2 条第 15 項」に改める。

(かつらぎ町税条例の一部改正)

第 2 条 かつらぎ町税条例（昭和 37 年かつらぎ町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「同法第 2 条第 15 項」を「同法第 2 条第 16 項」に改める。

第139条の3第2項第1号及び第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(かつらぎ町都市計画税条例の一部改正)

第3条 かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 20 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年かつらぎ町条例第27号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の3を第8条の4とする。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第8条の2第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条を第8条の3とす

る。

第8条の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度

等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第16条第5項中「第8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改める。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 21 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
37年かつらぎ町条例第9号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するもの
とする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
消防団員の処遇改善と出動報酬等の改定を行うため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水火災その他災害等の職務に従事する場合には、費用弁償として1日につき1,000円を支給する」を「災害、訓練、警戒、その他消防団長の要請に応じ出動した場合（他の市町村の区域内における災害に出動した場合を含む。）の費用弁償の額は、1日につき1,000円とする」に改める。

別表第5に次のように加える。

消防団員（全階級）	水火災その他災害出動、行方不明者の捜索 1日当たり 8,000円
消防団員（全階級）	訓練出動、警戒出動等 1日当たり 4,000円
消防団員（全階級）	消防学校入校及び所定の研修 1日当たり 8,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のかつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項及び別表第5の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第 22 号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）等の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
人事院勧告等に伴う社会と公務の変化に応じた給与制度を整備するため、
所要の改正をいたしたい。

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第14条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の2を次のように改める。

(通勤手当)

第20条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から31,600円までの間において規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条の5第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「規定による勤務に従事する時間が6時間を超えることとなる」及び「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額)」を削る。

第20条の6第1項中「(規則で定める地域を除く。)」を削る。

第21条中「、第20条及び第20条の4」を「及び第20条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	

16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			

90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

(かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年かつらぎ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1号中「職員（」の次に「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の」を加え、「である職員」を「であるもの及び第3号に掲げる職員」に改め、同条第2号中「職員（」の次に「自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の」を加え、「である職員」を「であるもの及び次号に掲げる職員」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

第15条の2中「(企業管理規程で定める地域を除く。)」を削る。

第20条中「、第12条」を削る。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務 の 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
号給	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300

33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200

70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000

107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年かつらぎ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第7項中「及び第20条の4」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後のかつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和10年3月31日までの間における改正後給与条例第20条の6の規定の適用については、同条第2項中「一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項後段の人事院規則で定める」とする。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1

7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1

4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8

8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

議案第 23 号

職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

職員等の旅費に関する条例（昭和42年かつらぎ町条例第6号）の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、条例の全部を改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

職員等の旅費に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和 4 2 年かつらぎ町条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町長、副町長、教育長及び一般職に属する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。）をいう。
- (2) 外国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当す

る金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通

常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその清算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による清算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料の提出が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃

に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(町長、副町長又は教育長(以下「町長等」という。))が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(町長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(町長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情により宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 会議等（町長等が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

2 前項の規定にかかわらず、職員が町長等に随行して旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、町長等が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2で定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するとき、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第2のとおりとする。ただし、第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級の決定その他調整を必要とする事項については、その都度町長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、職員が町長等に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、町長等が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要とし

ない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(国等により旅費の支給を受けるとき)

第24条 国、県又は他の地方公共団体等により旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の返納)

第25条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第13条関係)

職員区分	宿泊費基準額 (一夜につき)
町長等	国家公務員等の旅費支給規程 (昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。) 別表第2第1項本邦の表の区分に応じ、指定職職員等の欄に掲げる額
一般職の職員	旅費支給規程別表第2第1項本邦の表の区分に応じ、職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額

別表第2 (第15条関係)

区分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「職員等の旅費に関する条例（昭和42年条例第6号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和7年かつらぎ町条例第 号）」に改める。

- (1) 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例（昭和33年かつらぎ町条例第27号）第3条第1項
- (2) かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号）第3条第1項
- (3) かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例（昭和57年かつらぎ町条例第30号）第13条
- (4) かつらぎ町証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和62年かつらぎ町条例第16号）第2条
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年かつらぎ町条例第18号）第6条
- (6) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第39号）第23条第2項

議案第 24 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を
次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、
所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第 1 編 関係条例の一部改正（第 1 条—第 7 条）

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則（第 8 条・第 9 条）

第 2 章 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置（第 10 条）

附則

第 1 編 関係条例の一部改正

（かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 1 条 かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年かつらぎ町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 33 年かつらぎ町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の給与等に関する条例（昭和 33 年かつらぎ町条例第 44 号）の

一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(かつらぎ町文化財保護条例の一部改正)

第4条 かつらぎ町文化財保護条例（昭和43年かつらぎ町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(かつらぎ町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 かつらぎ町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成2年かつらぎ町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年かつらぎ町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年かつらぎ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役

(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第18条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。

議案第 25 号

公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例制定について

公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
公の施設における使用料に関する見直し及び表記の整理等に伴い、関係条
例の整備を行うため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例（令和 5 年かつらぎ町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町平和祈念施設設置及び管理に関する条例

第 9 条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

名称	種別	使用料(1時間につき)
平和祈念館	和室 1	100円
	和室 2	100円
	大ホール	200円
平和祈念像施設		400円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2 1 時間未満の利用は、1 時間とする。

(かつらぎ町地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 かつらぎ町地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年かつらぎ町条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。第8条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

名称	種別	使用料（1時間につき）
大谷地域交流センター	和室1	100円
	和室2	100円
	実習室	100円
	会議室	100円
	集会室（ホール）	100円
丁ノ町地域交流センター	会議室1	100円
	談話室	100円
	実習室	100円
	和室	100円
	会議室2	100円
	集会室（ホール）	100円
中飯降地域交流センター	実習室	100円
	和室1	100円
	和室2	100円
	集会室（ホール）	200円
河南地域交流センター	実習室1	100円
	実習室2	100円
	談話室	100円
	会議室1	100円
	会議室2	100円
	会議室3	100円
	会議室4	100円
	和室	100円
	集会室（ホール）	100円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

（四郷地域交流センター（ともがき）設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 四郷地域交流センター（とものがき）設置及び管理に関する条例（平成26年かつらぎ町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。第8条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	使用料（1時間につき）
交流体験室	100円
調理実習室	100円
憩の間	100円
大会議室	100円
会議室	100円
展示資料室	100円
子ども交流室	100円
多目的集会場	300円
グラウンド	100円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

（志賀地域交流センター（ふれあい）設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 志賀地域交流センター（ふれあい）設置及び管理に関する条例（令和4年かつらぎ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。第9条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

種別	使用料（1時間につき）
会議室1	100円
会議室2	100円

会議室 3	100 円
調理室	100 円
大広間	200 円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2 1 時間未満の利用は、1 時間とする。

(新城地域交流センター(「水とみどりの美術館」(すぎのこ))設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 新城地域交流センター(「水とみどりの美術館」(すぎのこ))設置及び管理に関する条例(平成 29 年かつらぎ町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。第 9 条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。別表を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

種別	使用料(1 時間につき)
集会室 1	200 円
集会室 2	100 円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2 1 時間未満の利用は、1 時間とする。

(天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 6 条 天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例(平成 27 年かつらぎ町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。第 9 条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。別表中(1)を次のように改める。

(1)

種別	使用料（1時間につき）
調理室	100円
集会室	100円
老人談話室	100円
子供支援室	100円
研修室 A	100円
研修室 B	100円
研修室 C	100円
体育館	500円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2 1時間未満の利用は、1時間とする。

（かつらぎ町立学校施設使用条例の一部改正）

第7条 かつらぎ町立学校施設使用条例（昭和33年かつらぎ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、別に条例で定める」を「、別表のとおりとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、別表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第7条第2号中「次条第3号」を「第9条第3号」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

(1) 学校体育施設基本使用料

種別	使用料（1時間につき）
屋内運動場	200円
屋外運動場	100円

(2) 夜間照明設備使用料

種別	使用料（1時間につき）
笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円
大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円

渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500 円
------------------	-------

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

(3) 学校施設基本使用料

種別	使用料（1時間につき）
教室 (1教室につき)	100 円

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

(かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例の一部改正)

第8条 かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例（平成5年かつらぎ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町シビックセンター設置及び管理に関する条例

第4条中「別に条例の定めるところにより」を「別表に定める額の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、施設を使用しないことについて町長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特に必要であると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

1 シビックセンター基本使用料

(単位：円)

使用時間 区分	(午前) 9：00～ 12：00	(午後) 13：00～ 17：00	(夜間) 18：00～ 22：00	(全日) 9：00～ 22：00	備考
大ホール (平日)	10,000	15,000	20,000	45,000	椅子・舞台共
大ホール (土・日・祝)	12,000	18,000	24,000	54,000	椅子・舞台共
大ホールのみ使用 (平日)	7,000	10,500	14,000	31,500	椅子なし
大ホールのみ使用 (土・日・祝)	8,400	12,600	16,800	37,800	椅子なし
舞台のみ使用 (平日)	6,000	9,000	12,000	27,000	
舞台のみ使用 (土・日・祝)	7,200	10,800	14,400	32,400	
A Vホール (平日)	6,000	9,000	12,000	27,000	
A Vホール (土・日・祝)	7,200	10,800	14,400	32,400	
控室(楽屋)	500	500	500	1,500	
展示ホール (平日)	4,500	6,000	7,500	18,000	
展示ホール (土・日・祝)	5,000	6,500	8,000	19,500	
2階リハーサル室	1,000	1,000	1,000	3,000	
2階スタジオ	700	700	700	2,100	
イベント広場	5,000	7,500	10,000	22,500	
野外ステージ広場	5,000	7,500	10,000	22,500	

会議室	使用料（1時間につき）	備考
和室1	500	
和室2	350	
和室3	350	
研修室	1,500	
料理実習室	1,000	
会議室A	2,000	マイク設備付
会議室C	1,000	
会議室D	350	

備考

- 1 大ホール（椅子なし）のみ使用の場合は、大ホール（椅子・舞台共）基本料金の7割とする。
- 2 舞台のみ使用の場合は、大ホール（椅子・舞台共）基本料金の6割とする。
- 3 大ホールで冷暖房を必要とする場合は、基本料金の5割増しとする。
- 4 町外（橋本広域市町村圏域及び大阪府和泉市を除く。）居住者の使用は、基本料金の5割増しとする。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料

入場者1人当たりの徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれらに類するもの
3,000円以下	基本料金の5割増し
3,001円以上	基本料金の10割増し

- 6 イベント広場、野外ステージ広場の使用料は、催しの場合のみ徴収する。
 - 7 使用区分による時間帯を連続して使用した場合における使用料の額は、それぞれ区分ごとの使用料の合算した額とする。
 - 8 使用延長料金については、30分当たり直近の使用時間帯使用料の3割相当分とする。
 - 9 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
 - 10 会議室において、1時間未満の利用は、1時間とする。
 - 11 会議室に付随する設備の使用については、基本使用料に含むものとする。
 - 12 野外ステージ広場の電気設備を使用した場合は、1時間当たり200円を徴する。
- 2 附属設備使用料

番号	品名	単位	使用料（円） （1回につき）	備考
1	平台	1台	200	
2	箱足	1個	50	
3	緋毛氈	1枚	100	
4	高座用座布団	1枚	100	
5	地がすり	1枚	1,000	
6	ジョーゼット幕	1式	2,000	
7	屏風	半双	1,000	
8	演台	1台	500	
9	司会者卓	1卓	200	
10	花台	1台	100	
11	プログラムスタンド	1台	100	
12	ホワイトボード	1台	200	
13	指揮台	1台	200	
14	指揮者用譜面台	1台	200	
15	譜面台	1台	100	
16	展示パネル	1枚	50	
17	音響反射板	1式	4,000	
18	プロジェクター	1台	3,000	大ホール用 スクリーン付き
19	プロジェクター	1台	1,500	スクリーン付き
20	ワイヤレスアンプ	1式	1,000	マイク2本付き
21	BL、DVDプレーヤー	1台	500	
22	音響操作卓	1式	4,000	大ホール
23	音響操作卓	1式	2,000	AVホール
24	ステージスピーカー	1台	500	
25	CDデッキ（再生機）	1台	500	
26	マイクロホン	1本	400	
27	マイクスタンド	1本	100	
28	調光操作卓	1式	4,000	大ホール
29	ボーダーライト	1列	500	大ホール
30	サスペンションライト	1列	1,500	大ホール
31	アッパーホリゾントライト	1列	1,200	大ホール
32	ローアホリゾントライト	1列	1,200	大ホール
33	シーリングライト	1列	1,200	大ホール

34	客席シーリングライト	1列	600	大ホール
35	フロントサイドスポットライト	1列	300	大ホール
36	フロアコンセント	1回路	150	大ホール
37	ピンスポットライト	1台	1,500	大ホール
38	調光操作卓	1式	2,000	A Vホール
39	ボーダーライト	1列	300	A Vホール
40	サスペンションライト	1列	500	A Vホール
41	ローアーホリゾンライト	1列	300	A Vホール
42	シーリングライト	1列	500	A Vホール
43	フロアコンセント	1回路	100	A Vホール
44	効果機器	1台	100	
45	特設電源	1回路	150	
46	グランドピアノ	1台	5,000	大ホール (調律費別途)
47	グランドピアノ	1台	3,000	A Vホール (調律費別途)
48	机	1台	100	ホール使用
49	椅子	1脚	50	ホール使用

備考

- 1 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までのそれぞれの使用時間における使用をいう。
- 2 会議室においては、4時間までは1回、以降4時間毎に使用回数を加算する。終日使用については3回とする。
- 3 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料は、類似する附属設備又は備品の使用料に準じて算定した額とする。

3 設置し、管理又は管理する場合

種別	単位	使用料 (月額)	備考
食堂売店	1フロアー	収入金額の10%	90 m ²
自動販売機	1台につき	売上金額の10%以上 25%以内	

4 手数料

入場券等の販売手数料は販売金額の10%とする。

(かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例の一部改正)

第9条 かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例(平成12年かつらぎ町条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理に関する条例

第4条第2項中「別に条例で定める」を「1回当たり91円とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 使用料の額は、前項の額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第5条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（かつらぎ町地域福祉センターの設置条例の一部改正）

第10条 かつらぎ町地域福祉センターの設置条例（平成6年かつらぎ町条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町地域福祉センター設置及び管理に関する条例

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の還付）

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責任に帰さない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用日の前日までに使用許可申請を撤回したとき。

（使用料の減免）

第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条第2項を次のように改める。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
第8条第3項を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(管理)

第3条 福祉センターは、常に良好な状態において管理し、設置の目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

種別	使用料(1時間につき)
多機能研修室	1,000円
日常生活訓練室	300円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2 1時間未満の利用は、1時間とする。

(かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理条例の一部改正)

第11条 かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理条例(平成28年かつらぎ町条例第42号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理に関する条例
第6条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
第8条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

種別	使用料(1時間につき)
1階事務室	100円
1階相談室	100円
1階娯楽室	100円
2階広間	100円
2階調理室	100円

備考

1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含

むものとする。

2 1時間未満の利用は、1時間とする。

(大型共同作業場設置条例の一部改正)

第12条 大型共同作業場設置条例(昭和52年かつらぎ町条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大型共同作業場設置及び管理に関する条例

第3条中「町長が別に」を削り、同条を第11条とし、第2条の次に次の8条を加える。

(管理)

第3条 大型共同作業場は、常に良好な状態において管理し、設置の目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。

(使用の承認)

第4条 大型共同作業場を使用しようとする者は、町長に申請書を提出して、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用を取り消し、又は変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。

(使用の不承認)

第5条 町長は、公益の維持管理及び施設の保全に支障があると認めるときは、使用を承認しないことができる。

(承認の取消し等)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 承認を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、大型共同作業場の管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第7条 使用者は、1ヵ月につき、30,546円の使用料を納付しなければならない。この場合において、使用期間が1ヵ月に満たない期間については、1ヵ月に繰り上げるものとする。また、使用期間は、使用のための準備及び使用後の復元のための期間を含むものとする。

2 使用料の額は、前項により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（使用料の還付）

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（実費の弁償）

第10条 町長は、使用者が建物、建具、機械器具又は備品等を破損したときは、協議の上、使用者にその損害額を賠償させることができる。

（かつらぎ町国民健康保険診療所条例の一部改正）

第13条 かつらぎ町国民健康保険診療所条例（昭和52年かつらぎ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例

第4条を次のように改める。

（使用料及び手数料）

第4条 町長は、前条の診療を受けた者から使用料及び手数料を徴収する。

2 診療所の医療に係る使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法その他法令等による算定方法に基づき算定した額とする。

（かつらぎ斎場設置及び管理条例の一部改正）

第14条 かつらぎ斎場設置及び管理条例（昭和57年かつらぎ町条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ斎場設置及び管理に関する条例

第6条第1項中「別に条例で定めるところによる」を「別表に定める」に改め、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料（火葬、小動物火葬、小動物個別火葬（返骨）を除く。）の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）

に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第7条を次のように改める。

（使用料の減免）

第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区 分		単 位	使用料（円）	
			町内利用	町外利用
火葬	12歳以上	1体	20,000	120,000
	12歳未満	1体	14,000	50,000
	死・流産児	1胎	7,000	20,000
	その他	1件	4,000	6,000
遺体安置室		24時間以内	3,000	6,000
		24時間を超え1時間毎	200	400
式場		通夜から告別式まで	51,000	102,000
		通夜のみ	25,500	51,000
		告別式のみ	25,500	51,000
		密葬等 （一時使用）	10,000	20,000
和室		通夜から告別式まで	17,000	34,000
		通夜のみ	8,500	17,000
		告別式のみ	8,500	17,000
控室		通夜から告別式まで	3,000	6,000
		通夜のみ	1,500	3,000
		告別式のみ	1,500	3,000
祭壇			50,000	100,000

小動物	火葬	1件	5,000	10,000
	個別火葬 (返骨)	1件	上記金額に 3,000円を加算	上記金額に 3,000円を加算
自動販売機	飲料水	売上金額の10%以上25%以内		1円未満切捨て

備考

1 町内利用とは次の各号のいずれかに該当する場合に係る利用をいい、町外利用とはそれ以外の場合に係る利用をいう。

- (1) 死亡者が死亡時に本町に住所を有していた場合
- (2) 使用者が本町に住所を有している場合
- (3) 死亡者が死亡時に介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしていた者であって、本町の介護保険の被保険者であった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合

（かつらぎ霊園墓地設置及び管理条例の一部改正）

第15条 かつらぎ霊園墓地設置及び管理条例（昭和57年かつらぎ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かつらぎ霊園墓地設置及び管理に関する条例

第7条第1項中「別の条例で定めるところにより、」を「別表に定める」に改める。

第16条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

使用面積	使用料
1区画 3.24平方メートル (縦1.8メートル横1.8メートル)	400,000円 (ただし、既使用の場合は、 240,000円とする。)

（地域振興施設設置条例の一部改正）

第16条 地域振興施設設置条例（昭和56年かつらぎ町条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域振興施設設置及び管理に関する条例

第1条に見出しとして「(設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(名称及び位置)」を付する。

第3条を次のように改める。

(使用の承認)

第3条 地域振興施設を使用しようとする者は、町長に申請書を提出して、承認を受けなければならない。

第4条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「町長が別に」を削り、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(使用の不承認)

第4条 町長は、公益の維持管理及び施設の保全に支障があると認めるときは、使用を承認しないことができる。

(使用料)

第5条 使用者は、1時間につき、100円の使用料を納付しなければならない。この場合において、使用時間が1時間に満たない時間については、1時間に繰り上げるものとする。また、使用時間は、使用のための準備及び使用後の復元のための時間を含むものとする。

2 使用料の額は、前項により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(使用料の還付)

第6条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(実費の弁償)

第8条 町長は、使用者が建物、建具、機械器具又は備品等を破損したときは、協議の上、使用者にその損害額を賠償させることができる。

(はなぞの温泉「花圃の里」設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 はなぞの温泉「花圃の里」設置及び管理に関する条例（平成21年かつらぎ町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と

する。

第10条中「公益上必要があると認めるときは、使用料」を「特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料」に改める。

別表の4の項ア中「町民」を「かつらぎ町民及び大阪府和泉市民」に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかつらぎ斎場設置及び管理に関する条例に規定する使用料については、令和7年10月1日以降の申請について適用し、令和7年9月30日以前の申請については、なお従前の例による。

議案第 26 号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の
一部を改正する条例制定について

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例（昭和33年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
公の施設における使用料に関する見直しに伴い、既存条例の整備を行うため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例（昭和 33 年かつらぎ町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに公の施設の利用」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

1 行政財産の使用料

種別	使用目的	単位	使用料
土地	電柱等(路線を支持するために利用するものをいう。)	1 本につき	年額 1,500 円
	共架電線(電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。)その他上空に設ける線類	長さ 1m につき	年額 5 円
	学校施設の敷地の一部使用(教職員の通勤用自動車(自動二輪車を除く。)の駐車場として使用するものをいう。)	1 台につき	月額 1,000 円
	その他	1m ² につき	年額 430 円
建物	庁舎等の一部使用 (防火対象として建物の一部とみなされる場合を含む。)	1m ² につき	年額 2,000 円

備考

- 1 この表の料金によることが不相当と認めるものについては、隣接の土地の賃借料等を考慮して、その都度町長が定める。
- 2 使用期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、使用期間が1月に満たないときは、1月として計算する。
- 3 使用の長さが1メートル未満のとき又は1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに、使用面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 27 号

妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例
の全部を改正する条例制定について

妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成30年かつらぎ町条例第2号）の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
妙寺防災コミュニティセンターにおける使用料に関する見直し及び使用許可の整備等に伴い、全部改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成30年かつらぎ町条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の防災意識の向上のため、災害発生時における災害対策活動の拠点、平時における防災に関する啓発、教育及び訓練の場並びに地域コミュニティ活動の場として、妙寺防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
妙寺防災コミュニティセンター	かつらぎ町大字妙寺445番地の1

（職員）

第3条 センターには、センター長、その他必要な職員を置くことができる。
2 センター長は、かつらぎ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命を受けてセンターの事務を掌握し、所属職員を指揮監督し、センターの任務達成に努める。

（事業）

第4条 センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 非常時の避難場所としての提供に関すること。

- (2) 防災についての研修及び指導に関すること。
- (3) 防災に関する研修等自主活動に施設を使用させること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要なこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業
(センターの目的外使用)

第5条 教育委員会は、前条に定める事業を妨げない範囲において、第1条に規定する以外の目的に使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 センターを目的外使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより使用の申込みを行い、使用の許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(事務手続)

第7条 センターの使用に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(使用料)

第8条 センターの使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めると

ころにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 前項の許可の取消しによって使用者に損害が生じても、センター長はその責めを負わない。

(立入りの制限等)

第11条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの立ち入りを拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物を携帯する者
- (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をする者

(使用者の責任)

第12条 使用者は建物等の管理保全に努めなければならない。

2 使用者は、センターの使用が終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用目的の変更等の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(教育委員会への委任)

第15条 センターの管理運営は、かつらぎ町教育委員会が行う。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	種別	使用料（1時間につき）
妙寺防災コミュニティ センター	第1研修室	100円
	第2研修室	400円
	調理室	200円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

議案第 28 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の全部を改正する
条例制定について

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和33年かつらぎ町条例第18号）
の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
公民館における使用料に関する見直し及び表記の整理等に伴い、全部改正
いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和 33 年かつらぎ町条例第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 24 条の規定に基づき、本町の公民館の設置、管理、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 本町に公民館を設置する。

2 社会教育法第 21 条第 3 項の規定に基づき、本町に公民館分館を設置する。

3 前 2 項の規定に基づき設置される公民館及び公民館分館の区分、名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（職員）

第 3 条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。

（使用の許可）

第 4 条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより使用の申込みを行い、使用の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 営利を目的として利用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第5条 公民館の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用許可の取消し等）

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 前項の許可の取消しによって使用者に損害が生じても、館長はその責めを負わない。

（立入りの制限等）

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館への立ち入りを拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物を携帯する者
- (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をする者

（使用者の責任）

第9条 使用者は、建物等の管理保全に努めなければならない。

2 使用者は、公民館の使用が終了したとき、又は第7条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害の賠償）

第10条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（使用目的の変更等の禁止）

第11条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（運営審議会）

第12条 かつらぎ町公民館に統轄する運営審議会（以下「審議会」という。）

を置くことができる。

- 2 委員は、20人以内とし、その任期は2年とする。
- 3 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。
- 4 委員の報酬及び費用弁償については、かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号）の定めるところによる。
- 5 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	名称	位置
中央	かつらぎ町公民館	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地の1
地区	かつらぎ町笠田公民館 (笠田ふるさと交流館)	かつらぎ町大字笠田東396番地の3
分館	かつらぎ町笠田公民館 佐野分館	かつらぎ町大字佐野550番地の1
地区	かつらぎ町四郷公民館	かつらぎ町大字広口1197番地
地区	かつらぎ町大谷公民館	かつらぎ町大字大谷288番地の5
地区	かつらぎ町妙寺公民館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1
地区	かつらぎ町三谷公民館	かつらぎ町大字三谷1670番地の2
地区	かつらぎ町見好公民館	かつらぎ町大字東渋田50番地
地区	かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2
地区	かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野924番地の4
地区	かつらぎ町志賀公民館	かつらぎ町大字志賀1347番地の3
地区	かつらぎ町新城公民館	かつらぎ町大字新城243番地
地区	かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4

別表第2（第5条関係）

名称	種別	使用料（1時間につき）
かつらぎ町笠田公民館 (笠田ふるさと交流館)	大ホール	500円
	会議室	200円
	2階会議室1	100円
	2階会議室2	100円
	2階和室	100円
	2階調理室	100円

かつらぎ町笠田 公民館佐野分館	会議室 1	100 円
	会議室 2	100 円
	調理室	100 円
	和室	100 円
	2 階会議室 1	100 円
	2 階会議室 2	100 円
	2 階大ホール	400 円
かつらぎ町大谷 公民館	和室	100 円
	会議室 1	100 円
	会議室 2	100 円
	調理室	100 円
	2 階会議室 1	100 円
	2 階会議室 2	100 円
	2 階大ホール	400 円
かつらぎ町妙寺 公民館	小会議室	100 円
	2 階大会議室	300 円
	2 階和室	100 円
	3 階中会議室	100 円
かつらぎ町三谷 公民館	調理室	100 円
	会議室	100 円
	大ホール	300 円
	2 階和室	100 円
かつらぎ町見好 公民館	調理室	100 円
	会議室	100 円
	大ホール	400 円
	2 階和室 1	100 円
	2 階和室 2	100 円
	2 階会議室	100 円
かつらぎ町四邑 公民館	会議室 1	100 円
	会議室 2	100 円
	会議室 3	100 円
	多目的ホール	300 円
	調理室	200 円
	3 階大ホール	500 円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1 時間未満の利用は、1 時間とする。

議案第 29 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例制定について

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童遊園等における設置及び管理について、必要な事項を定めるため、条例制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 本町は、地域の子供を交通事故から守り、健全な育成を図るため、かつらぎ町児童遊園等（以下「児童遊園等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童遊園等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5
笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1
笠田東第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東601番地の1
丁ノ町第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町775番地の8
丁ノ町第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字丁ノ町902番地
妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地
西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の2
中飯降第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字中飯降1482番地の1
中飯降第3ちびっ子広場	かつらぎ町大字中飯降20番地の1
三谷ちびっ子広場	かつらぎ町大字三谷631番地
兄井ちびっ子広場	かつらぎ町大字兄井475番地の2
新城ちびっ子広場	かつらぎ町大字新城242番地
敷地ちびっ子広場	かつらぎ町大字花園梁瀬536番地
高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2
柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1
清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2
北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地

(行為の禁止)

第3条 児童遊園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童遊園等内の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること、又は土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 野営をすること。
- (9) 営利を目的とした行為をすること。
- (10) 児童遊園等をその用途以外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公衆の使用に支障のある行為をすること。

(目的外使用の許可)

第4条 児童遊園等を第1条に定める目的以外に使用しようとする者は、教育委員会の許可を得なければならない。

(使用の禁止又は制限)

第5条 教育委員会は、児童遊園等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童遊園等の使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 使用者が第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 児童遊園等内の施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、児童遊園等の損傷その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は児童遊園等の工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、児童遊園等を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて児童遊園等の使用を禁止し、又は制限をすることができる。

(本町の免責)

第6条 前条の規定により児童遊園等の使用を禁止し、又は制限した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、本町はこれに対して保証の責任を負わない。

(損害の賠償)

第7条 使用者が、その責めに帰すべき理由により、児童遊園等を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を補償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 30 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例制定について

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例（案文別記）

2 提案理由

町民がスポーツ及びレクリエーション等の場として利用に供し、もって町民の心身の健全な発達及び健康の増進を図るとともに、利用する方にとって分かりやすく、かつ、適切なスポーツ施設の管理を行うため、新たに条例を制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年度かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 町民がスポーツ及びレクリエーション等の場として利用に供し、もって町民の心身の健全な発達及び健康の増進に資することを目的として、かつらぎ町スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

(施設の種類)

第 2 条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ公園体育センター	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地
かつらぎ公園グラウンド	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地
かつらぎ公園スポーツセンター 町民プール	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地
かつらぎ公園テニスコート	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地
かつらぎ河川グラウンド第 1 コート	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地先
かつらぎ河川グラウンド第 2 コート	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地先
西部公園パークゴルフ場	かつらぎ町大字窪 3 9 2 番地の 6
西部公園レクリエーション広場	かつらぎ町大字窪 3 9 2 番地の 6
西部公園ウォーキング広場	かつらぎ町大字窪 3 9 2 番地の 6
中飯降公園グラウンド	かつらぎ町大字中飯降 1 3 4 4 番地の 3

河南公園グラウンド	かつらぎ町大字東洪田 6 2 6 番地の 3
笠田東少年スポーツ広場	かつらぎ町大字笠田東 6 0 1 番地先
スポーツ施設に附帯するその他の設備	

(利用時間等)

第 3 条 スポーツ施設の利用時間並びに休館日及び休場日は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第 4 条 スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめかつらぎ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。ただし、かつらぎ公園スポーツセンター町民プール並びに西部公園パークゴルフ場各コース内を貸切利用できるのは、全国大会及び同等規模の大会若しくはそれらの大会に係る予選にあたる大会並びにかつらぎ町及びかつらぎ町教育委員会が主となる大会のみとする。

2 教育委員会規則で定めるスポーツ施設については、利用の許可の申請を省略することができる。

3 教育委員会は、第 1 項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付けることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出してその許可を受けなければならない。

5 教育委員会は、スポーツ施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) スポーツ施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。

(3) スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(特別な設備設置の許可)

第 5 条 前条第 1 項又は第 4 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、スポーツ施設に特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前条第 3 項及び第 5 項の規定は、前項の許可について準用する。

3 スポーツ施設に特別な設備を設置した者が、スポーツ施設の使用を終了し

たときは、直ちに、これを撤去し、原状に回復しなければならない。

(物品販売等の許可)

第6条 利用者は、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄付の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 業として写真又は映画を撮影
- (5) 展示会、撮影会その他これらに類する催し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を逸脱して、スポーツ施設の全部又は一部を独占する行為

(許可の手続)

第7条 第4条第1項及び第4項、第5条第1項並びに前条の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 第4条第1項若しくは第4項、第5条第1項又は第6条の規定により許可を受けた者は、その許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項若しくは第4項、第5条第1項又は第6条の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第5項各号又は前条のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定により教育委員会が許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止を命じた場合において、利用者が損害を被ることがあっても、教育委員会は賠償の責を負わない。

(損害の賠償)

第10条 何人も、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が天災その他やむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第12条 町長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スポーツ施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第4条第1項又は第4項、第5条第1項及び第6条の規定による行為の許可に関する業務

(2) 施設又は附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間を変更し、休館日及び休場日を変更し、又は別に休館日及び休場日を定めることができる。

3 第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第4条から第6条まで及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、当該指定管理者が管理業務を行うこととされた期間前にされた第4条第1項若しくは第4項、第5条第1項又は第6条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、当該指定管理者が管理業務を行うこととされた期間前に第4条第1項若しくは第4項、第5条第1項又は第6条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（利用料金）

第14条 第4条第1項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合においては、利用者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 教育委員会は、利用料金を、指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、第12条の基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者の指定）

第15条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に管理業務を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理業務を行うに当たり、町民の平等な利用が確保できること。

(2) 公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減を図ることができること。

(3) 管理業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める基準

3 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(管理の基準等)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理業務に関し必要な事項
(報告、調査及び指示)

第17条 教育委員会は、スポーツ施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第18条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理業務に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第15条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 第16条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により教育委員会が指定を取り消し、若しくは停止を命じた場合において、指定管理者が損害を被ることがあっても、教育委員会は賠償の責を負わない。

(指定管理者の公表)

第19条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(かつらぎ町社会体育施設等設置条例及びかつらぎ町体育センター設置及び管理条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) かつらぎ町社会体育施設等設置条例（昭和50年かつらぎ町条例第7号）

(2) かつらぎ町体育センター設置及び管理条例（昭和54年かつらぎ町条例第2号）

別表第1（第11条関係）

施設名	区分		使用料 1時間につき	夜間照明設備料 1時間につき
かつらぎ公園 体育センター	町内	半面	250円	
		全面	500円	
	町外	半面	500円	
		全面	1,000円	
かつらぎ公園 グラウンド	町内		400円	500円
	町外		800円	500円
かつらぎ公園 テニスコート	町内	1面	100円	300円
	町外	1面	200円	300円
かつらぎ公園 スポーツセンター町 民プール	無料			
かつらぎ公園のスポ ーツ施設に附帯する その他の園地	別表第3に定める額			
かつらぎ河川グラウ ンド第1コート	町内		400円	
	町外		800円	
	町内		400円	

かつらぎ河川グラウンド第2コート	町外	800円	
中飯降公園グラウンド	町内	500円	900円
	町外	1,000円	900円
河南公園グラウンド	町内	500円	
	町外	1,000円	
笠田東少年スポーツ広場	町内	400円	
	町外	800円	
スポーツ施設に設置する自動販売機	1台につき	売上金額の10%以上25%以内	

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。
- 3 利用者がスポーツ以外の目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の額に2を乗じた額とする。ただし、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用するときの使用料は、当該使用料の額に4を乗じた額とする。
- 4 かつらぎ公園体育センター及びかつらぎ公園テニスコートについては、和歌山県橋本市及び大阪府和泉市に住所を有する者が使用した場合における使用料は、町内の区分の使用料の額とする。
- 5 かつらぎ公園グラウンド、中飯降公園グラウンド及び河南公園グラウンドについては、和歌山県橋本市に住所を有する者が使用した場合における使用料は、町内の区分の使用料の額とする。
- 6 かつらぎ公園グラウンドの夜間照明設備については、1回につき3時間の利用とする。

別表第2(第11条関係)

施設名	区分		単位	料金		
				1ラウンド	2ラウンド	終日
西部公園パークゴルフ場	町内	大人	人	546円	819円	1,091円
		小人	人	273円	364円	546円
		身体等に障害のある方	人	455円	637円	900円

	高齢者(65歳以上)				
町外	大人	人	728円	1,000円	1,273円
	小人	人	364円	455円	637円
	身体に障害のある方	人	637円	819円	1,091円
	高齢者(65歳以上)				
西部公園レクリエーション広場	1 m ²	日	100円		
西部公園ウォーキング広場	1 m ²	日	100円		
西部公園のその他の園地	別表第3に定める額				

備考

和歌山県橋本市及び大阪府和泉市に住所を有する者が使用した場合における使用料は、町内の区分の使用料の額とする。

別表第3(第11条関係)

種別	単位	使用料
行商、募金その他これらに類する行為をするとき。	1平方メートル 1日につき	10円
業として写真又は映画を撮影するとき。	1日につき	1,000円
興行を行うとき。	1平方メートル 1日につき	2円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためスポーツ施設の敷地の全部又は一部を独占して利用するとき。	1平方メートル 1日につき	2円
上記に定めるもののほか、町長の指定する行為	1平方メートル 1日につき	10円

議案第 31 号

かつらぎ町児童館設置及び管理条例の全部を改正する
条例制定について

かつらぎ町児童館設置及び管理条例（平成8年かつらぎ町条例第9号）の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町児童館設置及び管理条例の全部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童館における使用料に関する見直し及び表記の整備等に伴い、全部改正
いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例

かつらぎ町児童館設置及び管理条例（平成 8 年かつらぎ町条例第 9 号）の全部を改正する。

（設置）

- 第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 40 条の規定に基づき、児童の健全育成を図るため、本町に児童館を設置する。
- 2 前項の規定に基づき設置される児童館の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（事業）

- 第 2 条 児童館は、次に掲げる事業を行う。
- (1) 児童の健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を実施すること。
- (2) 子ども会、育成会等の地域組織活動の育成助長を図ること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

（児童館の目的外使用）

第 3 条 教育委員会は、前条に定める事業を妨げない範囲において、第 1 条に規定する以外の目的に使用させることができる。

（使用の許可）

- 第 4 条 児童館を目的外使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより使用の申込みを行い、使用の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をし

ない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、前条の規定に基づき使用する場合は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の許可の取消しによって使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(立入りの制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童館への立ち入りを拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある物を携帯する者
- (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をする者

(使用者の責任)

第9条 使用者は、建物等の管理保全に努めなければならない。

2 使用者は、児童館の使用が終了したとき、又は第7条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第10条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用目的の変更等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
丁ノ町児童館	かつらぎ町大字丁ノ町297番地の1
西渋田児童館	かつらぎ町大字西渋田61番地の1
大谷児童館	かつらぎ町大字大谷147番地の1
笠田西部児童館	かつらぎ町大字萩原65番地の1
山崎児童館	かつらぎ町大字山崎184番地
四郷児童館	かつらぎ町大字広口1197番地
高田児童館	かつらぎ町大字高田67番地の2
平沼田児童館	かつらぎ町大字平沼田182番地
名山児童館	かつらぎ町大字東渋田620番地の1
中飯降児童館	かつらぎ町大字中飯降284番地の1
笠田東児童館	かつらぎ町大字笠田東353番地の1
妙寺児童館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1

別表第2 (第6条関係)

名称	種別	使用料 (1時間につき)
丁ノ町児童館	調理室	100円
	集会室	100円
	図書室	100円
	遊戯室	100円
西渋田児童館	調理室	100円

	会議室	100 円
	図書室	100 円
	遊戯室	100 円
	和室	100 円
山崎児童館	調理室	100 円
	集会室(大)	100 円
	集会室(小)	100 円
	図書室	100 円
	読書室	100 円
	遊戯室	100 円
高田児童館	調理室	100 円
	集会室	100 円
	図書室	100 円
	遊戯室	100 円
平沼田児童館	調理室	100 円
	集会室	100 円
	和室	100 円
名山児童館	調理室	100 円
	集会室	100 円
	図書室	100 円
	遊戯室	100 円
中飯降児童館	調理室	100 円
	集会室(大)	100 円
	集会室(小)	100 円
	図書室	100 円
	遊戯室	100 円
笠田東児童館	調理室	100 円
	集会室	200 円
	図書室	100 円
	学習室	100 円
	和室(大)	100 円
	和室(小)	100 円
	オープンスペース	100 円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1 時間未満の利用は、1 時間とする。

議案第 32 号

老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

老人憩の家設置及び管理に関する条例（平成28年かつらぎ町条例第41号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
公の施設における使用料に関する見直し及び「花園老人憩の家 紫翠荘」の用途変更に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

老人憩の家設置及び管理に関する条例（平成28年かつらぎ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表花園老人憩の家 紫翠荘の項を削る。

第8条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第10条中「、使用料」を「、規則で定めるところにより使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

種別	使用料(1時間につき)
1階広間	100円
2階和室(中)	100円
2階和室(1)	100円
2階和室(2)	100円
2階和室(3)	100円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 33 号

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例(平成21年かつらぎ町条例第16号)
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
施設の廃止及び公の施設使用料の見直しに伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例(平成21年かつらぎ町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表花園屋内ゲートボール施設の項を削る。

第3条第2号エ中「野球場」を「多目的広場」に改め、同号オを削り、同条第3号を削る。

第8条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第10条中「公益上必要があると認めるときは、使用料」を「特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

花園野外活動総合施設使用料(3歳未満無料)

(1) 新子ふるさと村

施設名	区分	使用料(1人につき)
宿舎	宿泊	1,000円

(2) 金剛緑地広場

施設名	区分	使用料 (1時間につき)	夜間照明 (1時間につき)
-----	----	-----------------	------------------

多目的広場	町内	1,000 円	2,000 円
	町外	1,500 円	2,000 円

備考

- 1 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 34 号

かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市公園条例（昭和45年かつらぎ町条例第9号）の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
都市公園の明記及びかつらぎ町教育委員会に管理を委任するスポーツ関係施設の整理等のため、全部改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町都市公園条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町都市公園条例

かつらぎ町都市公園条例（昭和 4 5 年かつらぎ町条例第 9 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準（第 2 条－第 5 条）
- 第 3 章 公園の管理（第 6 条－第 1 8 条）
- 第 4 章 工作物等の保管の手續等（第 1 9 条－第 2 3 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 4 条－第 2 8 条）
- 第 6 章 罰則（第 2 9 条－第 3 2 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項等を定めるものとする。

第 2 章 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第 2 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、この章の定めるところによる。

（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第3条 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(町が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 町が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(名称及び位置)

第5条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3章 公園の管理

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第6条 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（運動施設の敷地面積に関する制限）

第7条 令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。

（行為の制限）

第8条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、町長の指定する行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。
 - 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
 - 5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第10条 公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) たき火その他危険な行為をすること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 風紀をみだし、その他公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (9) 禁止区域へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (10) 風致を害すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用を妨げる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第11条 町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(管理等の委任)

第12条 公園施設のうち、別表第2にあるスポーツ関係施設の管理運営は、かつらぎ町教育委員会に委任するものとする。

(かつらぎ町平和祈念施設の管理運営)

第13条 公園施設のうち、別表第3にあるかつらぎ町平和祈念施設の管理運営については、別に定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第14条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 氏名及び住所
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事实施の方法

- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法
- コ その他町長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 氏名及び住所
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ 町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事実施の方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) その他町長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第16条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料等)

第17条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第4に定める額若しくはかつらぎ町道路占用料徴収条例（昭和63年かつらぎ町条例第2号）別表の例による額を使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）として納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料等の額は、前項に規定する額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額

に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額とする。

3 町長は、規則に定められている基準に従い使用料等の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

（監督処分）

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第4章 工作物等の保管の手続等

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第19条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第20条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第23条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報に掲載すること。

2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第21条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案するものとする。町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第22条 法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第23条 町長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第5章 雑則

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料等の徴収)

第25条 使用料等は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第8条第1項各号に掲げる行為の期間が3か月を超えない場合においては、公園の使用の許可の際、徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認めらるる事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第6条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第28条 この条例の施行につき必要な事項は、町長が定める。

第6章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第8条第1項又は第3項(第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第10条(第27条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第18条第1項又は第2項(第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

第30条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第32条 法第5条の11の規定により町長に代ってその権限を行うものは、この章の適用については町長とみなす。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

名称	位置
芝ノ前公園	かつらぎ町大字笠田東29番地1
丁ノ町公園	かつらぎ町大字丁ノ町459番地5
蛭子前公園	かつらぎ町大字笠田東666番地2
河南公園	かつらぎ町大字東渋田626番地3
中飯降公園	かつらぎ町大字中飯降1344番地3

佐野公園	かつらぎ町大字佐野 8 1 1 番地 1
下窪田公園	かつらぎ町大字大谷 8 5 1 番地 4
かつらぎ公園	かつらぎ町大字丁ノ町 2 5 2 7 番地
かつらぎ西部公園	かつらぎ町大字窪 3 9 2 番地 6

別表第 2 (第 1 2 条関係)

名称	スポーツ関係施設
河南公園	グラウンド、その他附帯設備
中飯降公園	グラウンド、その他附帯設備
かつらぎ公園	体育センター、スポーツセンター町民プール、テニスコート、グラウンド、その他附帯設備
かつらぎ西部公園	パークゴルフ場、管理棟、レクリエーション広場、ウォーキング広場、その他附帯設備

別表第 3 (第 1 3 条関係)

名称	かつらぎ町平和祈念施設
かつらぎ公園	かつらぎ町平和祈念館、かつらぎ町平和祈念像施設

別表第 4 (第 1 7 条関係)

園地使用料

種別	単位	使用料
行商、募金その他これらに類する行為をするとき。	1 平方メートル 1 日につき	10 円
業として写真又は映画を撮影するとき。	1 日につき	1,000 円
興行を行うとき。	1 平方メートル 1 日につき	2 円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	1 平方メートル 1 日につき	2 円
上記に定めるもののほか、町長の指定する行為	1 平方メートル 1 日につき	10 円

議案第 35 号

かつらぎ町森林環境譲与税基金条例制定について

かつらぎ町森林環境譲与税基金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町森林環境譲与税基金条例（案文別記）

2 提案理由

森林の整備に関する施策並びに森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てる基金の設置及びその管理について必要な事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備に関する施策並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、かつらぎ町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に係る事業の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例制定について

国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例（案文別記）

2 提案理由

国道480号沿地域振興交流施設の整備及び維持管理を図り、本町の農産物販売及び加工、地域食材の提供並びに地域情報の発信に資する経費の財源に充てる基金の設置及びその管理について必要な事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

国道480号沿地域振興交流施設整備基金条例

(設置)

第1条 国道480号沿地域振興交流施設の整備及び維持管理を図り、本町の農産物販売及び加工、地域食材の提供並びに地域情報の発信に資する経費の財源に充てるため、国道480号沿地域振興交流施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に係る事業の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

かつらぎ町青少年健全育成基金条例制定について

かつらぎ町青少年健全育成基金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町青少年健全育成基金条例（案文別記）

2 提案理由

青少年の健全育成に資するため実施する様々な施策を複数年にわたって実施できるよう、その財源に充てる基金の設置及びその管理・運用について、必要な事項を定めるため、条例制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町青少年健全育成基金条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町青少年健全育成基金条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成を図るため、かつらぎ町青少年健全育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に係る事業の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び栄養士法の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「並びに附則第3条」を削り、「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 町長は、家庭的保育事業等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保

育事業 A 型事業者等」という。) であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を
行うものをいう。

第 6 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加え
る。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困
難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第
1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及び
イに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任
の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措
置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な
措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を
行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの
をいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場合又は事業所(次号において「事
業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小
規模保育事業 A 型事業等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規
模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有するものと町が認める者

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第2項」を「第34条第3項」に、「第46条第2項」を「第46条第3項」に改める。

第37条第1項中「第27条」を「第28条」に、「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改め、「第42条第3項第1号において同じ。」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための

措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 4 2 条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

附則第 4 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例制定について

かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理について、必要な事項を定めるため、制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町地域食材供給施設設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本町の農産物販売及び加工、地域食材の提供を行い、都市と農村の交流を促進するとともに、産業の振興及び地域の活性化を図るため、地域食材供給施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域食材供給施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
地域食材供給施設	かつらぎ町大字窪487番地の2

(施設)

第3条 地域食材供給施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。

- (1) 物産販売施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 情報提供施設

(開館日及び開館時間)

第4条 地域食材供給施設の開館日及び開館時間については、別に規則で定める。

(業務)

第5条 地域食材供給施設は、設置の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 農産物及び地域特産品の紹介及び販売、地域食材の提供、農産物加工販売を行い、都市と農村の交流を促進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務

(施設の管理)

第6条 地域食材供給施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域食材供給施設の維持管理に関する業務
- (2) 来館者へのサービス向上のための物品販売、飲食の提供等に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条に規定する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

（管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に基づき、前条に定める業務（以下「指定管理業務」という。）を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 地域食材供給施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 来館者に対して平等かつ適正なサービスを行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に扱うこと。

（指定管理者の指定の期間）

第9条 指定管理者が指定を受けて地域食材供給施設の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定手続）

第10条 指定管理者の指定手続等については、かつらぎ町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年かつらぎ町条例第1号）の定めるところによる。

（入館の制限）

第11条 指定管理者は、地域食材供給施設へ来館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 地域食材供給施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、地域食材供給施設の管理上支障があると認められるとき。

（原状回復義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条

の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 地域食材供給施設の来館に際して、故意若しくは過失により地域食材供給施設及び設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第14条 町長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、期間を定めて指定管理業務の停止を命じたとき、その他やむを得ない事由により町長が地域食材供給施設の管理を行うときは、第11条の規定を準用する。この場合において、第11条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(かつらぎ町地域食材供給施設整備基金条例の一部改正)

2 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金条例（平成13年かつらぎ町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般社団法人道の駅紀の川万葉の里からの寄付金で」を削る。

第6条中「とき、処分」を「ときは、その全部又は一部を処分」に改める。

第7条中「管理に」の次に「関し」を加える。

議案第 41 号

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年かつらぎ町条例第25号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
水道法施行規則の改正規定に対する一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年かつらぎ町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に1号を加える改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改め、第4条第1項に2号を加える改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 42 号

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地域防災力の向上を目的として、消防団員の確保を図るため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 0 年かつらぎ町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次に掲げる」を「次の各号の」に改め、同条第 1 号中「居住し、水害、火災その他の災害の発生を知ったときは、直ちに出動し勤務に従事できる者」を「居住、又は勤務する者」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

（報酬及び費用弁償）

第 1 2 条 団員の報酬及び費用弁償は、かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 7 年かつらぎ町条例第 9 号）
の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表第1中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じたかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由

の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 44 号

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年かつらぎ町条例第13号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年かつらぎ町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長・ 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 45 号

工事請負契約の締結について

令和7年2月6日付け制限付一般競争入札に付した、かつらぎ町大字星山地区内、令和6年度 令和6年災 第341-12号 公共土木施設災害復旧事業 町道四邑13号線道路災害復旧工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 契約の目的 令和6年度
令和6年災 第341-12号
公共土木施設災害復旧事業
町道四邑13号線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 183,590,000円
- 4 契約の相手先 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星山49番地
株式会社 平岡広建設
代表取締役 平岡 昌高
- 5 支出科目 11款 災害復旧費
2項 公共土木施設災害復旧費
1目 現年発生公共土木施設補助災害
復旧事業費
14節 工事請負費

議案第 46 号

工事請負契約金額変更契約の締結について

令和6年度林道災害復旧事業林道井出の谷線道路災害復旧工事の請負契約金額に変更が生じたので、下記のとおり変更請負契約を締結するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 事業名 令和6年度
林道災害復旧事業
林道井出の谷線道路災害復旧工事
- 2 工事場所 かつらぎ町大字花園中南地内
- 3 契約者 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字兄井118番地の2
株式会社 共栄産業
代表取締役 森下 満有子
- 4 契約の金額
変更前請負契約金額 67,804,000円
変更後請負契約金額 123,570,700円
差 引 55,766,700円増

変更理由

災害査定を受けた被災範囲より、法面の崩壊範囲が広いことが判明し、復旧範囲を広げて工事を施工する必要が生じたため。

議案第 47 号

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画第9項第3号の表中

「

(1) 学校教育関連施設 給食施設	大谷小学校給食調理室整備事業	かつらぎ町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	子育て講座（トリプルP）事業	かつらぎ町	

」を

「

(1) 学校教育関連施設 給食施設	大谷小学校給食調理室整備事業	かつらぎ町	
(3) 集会施設、体育施設等 公民館	三谷公民館整備事業	かつらぎ町	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	子育て講座（トリプルP）事業	かつらぎ町	

」に

改める。

議案第 48 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更し、施行するものとする。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

総合整備計画書

和歌山県伊都郡かつらぎ町 志賀辺地
(辺地の人口 169人 面積 11.6km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 志賀 |
| (2) 地域の中心の位置 | 旧天野村役場跡(上志賀集会所) |
| (3) 辺地度点数 | 162点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地内は、簡易水道からの水の供給を受けておらず、主に谷水や井戸水を飲料水として利用しているため、水量や水質が安定せず、枯渇や水濁の恐れがあるのが現状です。

これに対応するため、本施設を整備することにより、地域住民への安全で安定した飲料水の供給を図ります。

3 公共的施設の整備計画

(変更後)

令和4年度から令和8年度まで5年間

(変更前)

令和4年度から令和7年度まで4年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定 財源	一般 財源	
(飲料水供給施設) 下志賀地区飲料水供給施設整備事業	かつらぎ町	(変更後) 622,154	243,896	378,258	377,300
		(変更前) 511,423	209,519	301,904	301,800

議案第 49 号

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約廃止 に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、かつらぎ町と高野町、湯浅町、橋本市及び九度山町との間の電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約
- 2 平成27年から運用している戸籍情報システムの共同利用に係る事務委託を終了するための規約廃止について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定める。

令和7年3月 日

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約
を廃止する規約

次に掲げる規約は、廃止する。

- (1) 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約（高野町）
（平成26年告示第156号）
- (2) 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約（湯浅町）
（平成26年告示第156号）
- (3) 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約（橋本市）
（平成28年告示第208号）
- (4) 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約（九度山町）
（令和元年告示第161号）

附 則

この規約は、令和7年11月1日から施行する。

議案第 50 号

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）

令和6年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ267,357千円を減額し、歳入歳出それぞれ12,105,041千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

普通地方交付税の追加交付、補助金等の決定に伴う精算及び国の補正予算に伴う事業費の増額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第10号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,933,435	24,200	1,957,635
	1 町 民 税	639,905	21,200	661,105
	2 固定資産税	976,854	10,000	986,854
	4 町たばこ税	125,025	△8,000	117,025
	5 都市計画税	96,638	2,000	98,638
	6 入 湯 税	9,583	△1,000	8,583
2 地方譲与税		147,921	2,592	150,513
	3 森林環境譲与税	37,821	2,592	40,413
8 ゴルフ場利用税交付金		10,304	△600	9,704
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,304	△600	9,704
1 1 地方交付税		4,257,481	119,955	4,377,436
	1 地方交付税	4,257,481	119,955	4,377,436
1 3 分担金及び負担金		8,151	△1,050	7,101
	1 分 担 金	1,225	△1,050	175
1 4 使用料及び手数料		149,426	△11,053	138,373
	1 使 用 料	115,056	△6,671	108,385
	2 手 数 料	34,370	△4,382	29,988

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 5 国庫支出金		1,749,964	△91,041	1,658,923
	1 国庫負担金	931,040	△31,138	899,902
	2 国庫補助金	794,850	△60,414	734,436
	3 国庫委託金	24,074	511	24,585
1 6 県支出金		827,156	△80,808	746,348
	1 県負担金	406,715	△6,089	400,626
	2 県補助金	398,943	△78,954	319,989
	3 県委託金	21,498	4,235	25,733
1 7 財産収入		52,631	△1,259	51,372
	1 財産売払収入	34,577	△270	34,307
	2 財産運用収入	18,054	△989	17,065
1 8 寄附金		336,932	30,075	367,007
	1 寄附金	336,932	30,075	367,007
1 9 繰入金		709,698	△154,354	555,344
	1 特別会計繰入金	67,362	168	67,530
	2 基金繰入金	642,336	△154,522	487,814
2 1 諸収入		196,225	△614	195,611

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 延滞金加算金及び過料	1,674	600	2,274
	4 受託事業収入	9,250	△17	9,233
	5 雑入	183,781	△1,197	182,584
2 2 町債		1,092,400	△103,400	989,000
	1 町債	1,092,400	△103,400	989,000
	補正されなかつた款項にかかる分	900,674		900,674
	歳入合計	12,372,398	△267,357	12,105,041

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		105,905	△6,714	99,191
	1 議会費	105,905	△6,714	99,191
2 総務費		1,737,188	△11,131	1,726,057
	1 総務管理費	1,389,730	△6,736	1,382,994
	2 徴税費	248,420	△2,033	246,387
	3 戸籍住民基本台帳費	62,275	△323	61,952
	4 選挙費	25,922	△2,039	23,883

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,300,401	11,049	3,311,450
	1 社会福祉費	2,264,286	△38,390	2,225,896
	2 児童福祉費	1,025,184	49,439	1,074,623
4 衛生費		1,066,683	△35,857	1,030,826
	1 保健衛生費	637,103	△25,467	611,636
	2 清掃費	429,580	△10,390	419,190
6 農林水産業費		380,622	△32,602	348,020
	1 農業費	294,814	△24,358	270,456
	2 林業費	85,808	△8,244	77,564
7 商工費		246,864	△9,377	237,487
	1 商工費	207,278	△9,354	197,924
	2 観光事業振興費	39,586	△23	39,563
8 土木費		834,116	△13,714	820,402
	1 土木管理費	38,350	△535	37,815
	2 道路橋梁費	271,269	△1,509	269,760
	3 河川費	17,135	1,008	18,143
	4 都市計画費	449,534	△10,101	439,433

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費	5 住宅費	57,828	△2,577	55,251
	1 消防費	484,013	5,442	489,455
10 教育費		484,013	5,442	489,455
	1, 107,580	△41,620		1,065,960
	1 教育総務費	362,735	△5,446	357,289
	2 小学校費	203,723	△15,291	188,432
	3 中学校費	80,974	△7,663	73,311
	5 社会教育費	377,083	△11,544	365,539
	6 保健体育費	59,271	△1,676	57,595
11 災害復旧費		1,098,885	△176,167	922,718
	1 農林業施設災害復旧費	239,600	△47,832	191,768
	2 公共土木施設災害復旧費	859,285	△128,335	730,950
13 諸支出金		544,610	43,333	587,943
	1 基金費	544,610	43,333	587,943
14 予備費		30,083	1	30,084
	1 予備費	30,083	1	30,084
補正されなかつた款項にかかると分		1,435,448		1,435,448
歳出合計		12,372,398	△267,357	12,105,041

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 10 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	1,933,435	24,200	1,957,635
2 地方譲与税	147,921	2,592	150,513
8 ゴルフ場利用税交付金	10,304	△600	9,704
11 地方交付税	4,257,481	119,955	4,377,436
13 分担金及び負担金	8,151	△1,050	7,101
14 使用料及び手数料	149,426	△11,053	138,373
15 国庫支出金	1,749,964	△91,041	1,658,923
16 県支出金	827,156	△80,808	746,348
17 財産収入	52,631	△1,259	51,372
18 寄附金	336,932	30,075	367,007
19 繰入金	709,698	△154,354	555,344
21 諸収入	196,225	△614	195,611
22 町債	1,092,400	△103,400	989,000
補正されなかった款項にかかる分	900,674		900,674
歳 入 合 計	12,372,398	△267,357	12,105,041

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	105,905	△6,714	99,191				△6,714
2 総務費	1,737,188	△11,131	1,726,057	△8,026		194	△3,299
3 民生費	3,300,401	11,049	3,311,450	△33,620	△400	6,581	38,488
4 衛生費	1,066,683	△35,857	1,030,826	1,211	△9,500	△3,730	△23,838
6 農林水産業費	380,622	△32,602	348,020	△17,296		△2,057	△13,249
7 商工費	246,864	△9,377	237,487	△756		186	△8,807
8 土木費	834,116	△13,714	820,402	880	△2,700	△7,310	△4,584
9 消防費	484,013	5,442	489,455	11,170	4,300	△1,391	△8,637
10 教育費	1,107,580	△41,620	1,065,960	△11,242	7,600	△14	△37,964
11 災害復旧費	1,098,885	△176,167	922,718	△88,276	△102,700	△1,100	15,909
13 諸支出金	544,610	43,333	587,943			30,745	12,588
14 予備費	30,083	1	30,084				1
補正されなかつた款項にかゝる分	1,435,448		1,435,448				
歳出合計	12,372,398	△267,357	12,105,041	△145,955	△103,400	22,104	△40,106

1. 歳入

町 税

補正第 10号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1	1	町 税	千円 1,933,435	千円 24,200	千円 1,957,635		千円	
		町 民 税	639,905	21,200	661,105			
		1 個 人	556,603	7,200	563,803			
						1 現年課税分	6,000	所得割 530,937-524,937
						2 滞納繰越分	1,200	5,464-4,264
		2 法 人	83,302	14,000	97,302			
						1 現年課税分	14,000	均等割 33,163-32,163 法人税割 50,115-47,115 過年度分 13,873-3,873
2	1	固定資産税	976,854	10,000	986,854			
		1 固定資産税	976,096	10,000	986,096			
						1 現年課税分	5,000	現年課税分 971,824-966,824
						2 滞納繰越分	5,000	13,871-8,871

町 税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
4		町たばこ税	千円 125,025	千円 △8,000	千円 117,025		千円	
		1 町たばこ税	125,025	△8,000	117,025			
5		都市計画税	96,638	2,000	98,638			
		1 都市計画税	96,638	2,000	98,638			
6		入湯税	9,583	△1,000	8,583			
		1 入湯税	9,583	△1,000	8,583	1 現年課税分	1,000	現年課税分 96,511-95,511
2		地方譲与税	147,921	2,592	150,513			
		3 森林環境譲与税	37,821	2,592	40,413	2 滞納繰越分	1,000	2,096-1,096
3		1 森林環境譲与税	37,821	2,592	40,413	1 現年課税分	△1,000	8,583-9,583
		1 森林環境譲与税				1 森林環境譲与税		2,592

ゴルフ場利用税交付金

補正第 10号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
8		ゴルフ場利用税 交付金	千円 10,304	千円 △600	千円 9,704		千円	
1		ゴルフ場利用税 交付金	10,304	△600	9,704			
		1 ゴルフ場利用税 交付金	10,304	△600	9,704			
						1 ゴルフ場利用税 交付金	△600	9,704-10,304
11		地方交付税	4,257,481	119,955	4,377,436			
	1	地方交付税	4,257,481	119,955	4,377,436			
		1 地方交付税	4,257,481	119,955	4,377,436			
						1 地方交付税	119,955	普通地方交付税 3,943,436-3,823,481
13		分担金及び負担 金	8,151	△1,050	7,101			
	1	分 担 金	1,225	△1,050	175			
		1 農林水産業費分 担金	125	50	175			

分担金及び負担金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 ため池改修事業 負担金	千円 50	175-125 千円
		2 災害復旧費分担 金	1,100	△1,100	0			
						1 補助災害復旧事 業分担金	△1,100	現年 農地 0-350 農業用施設 0-750 △350 △750
14		使用料及び手数料	149,426	△11,053	138,373			
	1	使用料	115,056	△6,671	108,385			
		1 総務使用料	3,181	△255	2,926			
						4 田舎暮らし体験 住宅使用料	△255	825-1,080
		2 民生使用料	4,495	△40	4,455			
						2 地域福祉センタ ー使用料	△33	0-33

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
						区分	金額			
			千円	千円	千円	4 ゆうゆうコミュニケーションホーム使用料	△10	0-10	千円	
						7 児童館使用料	3	8-5		
		5 山振施設使用料	2	△1	1					
						2 東谷ふるさとセンター使用料	△1	0-1		
		8 土木使用料	90,756	△6,440	84,316					
						11 有料公園施設使用料	△6,440		パークゴルフ場使用料 16,000-22,440	
		9 教育使用料	2,960	65	3,025					
						1 行政財産使用料	85		かつらぎ公園第2河川広場使用料 6-1 共架電線設置料 80-0	5 80
						4 有料公園施設使用料	△20		テニスコート使用料 29-60 かつらぎ公園河川グラウンド使用料 14-3	△31 11
2		手数料	34,370	△4,382	29,988					

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	1	総務手数料	千円 8,461	千円 △50	千円 8,411		△50	千円
						1	土地情報管理システム及び座標値一覧表交付手数料 557-607	
	3	衛生手数料	24,684	△3,460	21,224			
						3	じん芥収集手数料 19,832-23,250 事業所ごみ収集手数料 195-200 粗大ごみ収集手数料 402-432	△3,418 △5 △30
	5	林業手数料			1		4	化製場設置許可等手数料 70-7
						2	2	諸証明手数料 0-1
	6	土木手数料	1,198	△871	327			
						2	2	開発許可等手数料 200-1,070

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	5 優良宅地、優良住宅認定等手数料	千円 △1	0-1 千円
15		国庫支出金	1,749,964	△91,041	1,658,923			
	1	国庫負担金	931,040	△31,138	899,902			
		1 民生費国庫負担金	502,178	6,353	508,531			
						4 障害児通所支援事業費等負担金	△48	54,590-54,638
						6 児童手当負担金	6,401	153,510-147,109
		3 災害復旧費国庫負担金	421,877	△37,491	384,386			
						1 土木施設災害復旧費負担金	△37,491	現年 161,641-221,777 過年 222,745-200,100
	2	国庫補助金	794,850	△60,414	734,436			
		1 総務費国庫補助金	22,459	△1,399	21,060			

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 住宅市街地総合整備事業補助金	△2,107	空き家対策総合支援事業費補助金 26-2, 133
						4 マイナンバーカード交付事務費補助金	708	8, 431-7, 723
		2 民生費国庫補助金	53,657	4,667	58,324			
						1 地域生活支援事業費等補助金	△1,085	16, 682-17, 767
						2 子ども・子育て支援交付金事業補助金	4,216	利用者支援事業 7, 214-2, 998
						5 保育対策総合支援事業費補助金	1,536	2, 932-1, 396
		3 衛生費国庫補助金	78,131	△2,012	76,119			
						2 緊急風しん抗体検査事業補助金	△142	214-356
						7 浄化槽設置交付金	△1,870	3, 428-5, 298

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		4 土木費国庫補助金	千円 94,660	千円 1,770	千円 96,430		千円	
						1 社会資本整備総合交付金	2,475	かつらぎ西部公園整備事業 17,475-15,000
						3 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	△705	2,487-3,192
		5 消防費国庫補助金	5,986	11,170	17,156			
						1 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	△321	179-500
						2 消防防災施設整備費補助金	2,506	7,992-5,486
						3 新しい地方経済生活環境創生交付金	8,985	地域防災緊急整備型 8,985-0
		6 教育費国庫補助金	90,187	△16,363	73,824			
						1 特別支援教育就学奨励費補助金	△234	小学校特別支援教育就学奨励費補助金 116-245
								△129

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 △56,806	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 35,757-57,942 給付金・定額減税枠 150,739-185,360
3		国庫委託金	24,074	511	24,585			
		3 商工費国庫委託金	9,512	168	9,680			
						1 観光施設管理費委託金	168	道の駅紀の川万葉の里管理委託金 9,680-9,512
		4 土木費国庫委託金	14,221	343	14,564			
						1 かつらぎ西PA管理費委託金	343	道の駅かつらぎ西管理委託金 14,564-14,221
16		県支出金	827,156	△80,808	746,348			
	1	県負担金	406,715	△6,089	400,626			
		1 総務費県負担金	21,714	1,000	22,714			
						1 県税徴収交付金	1,000	22,714-21,714
		2 民生費県負担金	338,904	△6,377	332,527			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			27, 295-27, 319
								△24
								△6, 353
		3 農林水産業費県負担金	40, 201	△712	39, 489			
								△712
								39, 489-40, 201
2		県補助金	398, 943	△78, 954	319, 989			
		1 総務費県補助金	12	350	362			
								350
								350-0
		2 民生費県補助金	79, 699	△3, 841	75, 858			
								△3, 841
								重度心身障害児者医療費補助金 16, 180-19, 956 審査支払手数料補助金 248-308 事務費補助金 21-26
								△3, 776 △60 △5

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	11 地域生活支援事業費等補助金	△542	8,341-8,883	千円
						16 子ども・子育て支援交付金事業補助金	1,054	利用者支援事業 1,803-749	
						17 保育対策総合支援事業費補助金	△512	684-1,196	
		3 衛生費県補助金	9,524	△2,047	7,477				
						2 和歌山県健康推進員活動助成事業費補助金	△78	82-160	
						8 和歌山県妊産婦アセスメント支援事業補助金	△99	44-143	
						9 合併処理浄化槽設置補助金	△1,870	3,428-5,298	
		4 農林水産業費県補助金	79,893	△16,578	63,315				
						1 農業委員会等交付金	△450	2,057-2,507	

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	2	農地集積・集約化対策事業補助金	機構集積支援事業補助金 183-520
						3	農地利用最適化交付金	1,227-608
						5	新規就農者育成総合対策事業補助金	経営開始資金 6,000-6,750 経営発展支援事業 0-11,250
						6	病虫害防除対策事業補助金	31 178-147
						7	中山間地域等直接支払推進事業交付金	154-292
						8	農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金	4 防護柵設置支援事業補助金 145-138 狩猟免許取得支援事業補助金 97-100
						9	耕作放棄地対策推進事業補助金	△265 0-265
						10	有害鳥獣捕獲事業等補助金	△747 2,279-3,026

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	11 鳥獣被害防止総合対策事業補助金	千円 △383	緊急捕獲活動支援事業補助金 2,866-3,249
						13 多面的機能支払推進事業補助金	△28	598-626
						14 多面的機能支払交付金	△627	7,963-8,590
						15 地域計画策定推進緊急対策事業補助金	△18	58-76
						16 経営所得安定対策等推進事業費補助金	△33	717-750
						19 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金	△2,206	3,698-5,904
		5 商工費県補助金	2,892	△1	2,891			
						2 和歌山県観光施設整備補助金	△1	599-600
		6 土木費県補助金	2,769	△1,233	1,536			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金	△1,233	1, 536-2, 769	千円
		8 教育費県補助金	20,321	△4,813	15,508				
						1 紀の国緑育推進事業補助金	△996	906-1, 902	
						4 部活動推進事業費補助金	△57	0-57	
						7 和歌山県文化財保護費補助金	26	984-958	
						9 補導センター運営費補助金	△62	青少年センター県補助金 98-160	
						11 和歌山県公立学校情報機器整備事業費補助金	△15	87-102	
						12 和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金	△3,709	12, 215-15, 924	
		9 災害復旧費県補助金	202,000	△50,785	151,215				

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 災害復旧費補助金	△50,785	現年 農地 0-4,000 農業用施設 0-13,500 林道 0-4,500 過年 林道 151,215-180,000	千円 △4,000 △13,500 △4,500 △28,785
		10 和歌山県移譲事務市町村交付金	758	△6	752				
	3	県委託金	21,498	4,235	25,733	1 和歌山県移譲事務市町村交付金	△6	農地法許可等事務交付金 255-261	
		1 総務費県委託金	20,368	△1,990	18,378				
						3 総選挙委託金	△1,990	14,484-16,474	
		3 教育費県委託金	313	6,225	6,538				
						2 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	6,225	6,225-0	

財産収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
17		財産収入	千円 52,631	千円 △1,259	千円 51,372		千円	
	1	財産売払収入	34,577	△270	34,307			
		2 物品売払収入	13,711	△200	13,511			
						1 物品売払収入	△200	資源ごみ 800-1,000
		3 生産物売払収入	20,566	△70	20,496			
						1 生産物売払収入	△70	コンテナ 110-180
2		財産運用収入	18,054	△989	17,065			
		1 利子及び配当金	911	1,263	2,174			
						1 利子及び配当金	1,263	減債基金預金利子 56-24 財政調整基金預金利子 1,223-400 かつらぎ町地域食材供給施設整備基金預金利子 4-1 公立学校施設整備基金預金利子 142-44 ふるさとかつらぎ基金預金利子 277-228 定住促進住宅整備基金預金利子 50-17
								32 823 3 98 49 33

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			文化財保護基金預金利子 5-1 174 庁舎建設基金預金利子 302-128 33 災害対策基金預金利子 59-26 かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金 預金利子 5 6-1 4 ふるさとの森づくり基金預金利子 4 5-1 企業版ふるさと納税基金預金利子 5 9-4
		2 財産貸付収入	17,143	△2,252	14,891			
						1 財産貸付収入	△2,252	コピー代 38-26 12 丁ノ町大型共同作業場賃貸料 70 80-10 かつらぎ西PA地域産品販売施設用地賃貸料 △2,334 612-2,946
18		寄附金	336,932	30,075	367,007			
	1	寄附金	336,932	30,075	367,007			
		1 一般寄附金	10	593	603			

寄附金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 一般寄附金	千円 593	603-10
		2 ふるさとかつらぎ寄附金	323,321	22,582	345,903	1 ふるさとかつらぎ寄附金	22,582	345,903-323,321
		3 企業版ふるさと納税	6,600	3,900	10,500	1 企業版ふるさと納税	3,900	10,500-6,600
		5 教育費寄附金	5,000	3,000	8,000	1 教育費寄附金	3,000	かつらぎ町青少年健全育成基金寄附金 3,000-0
19		繰入金	709,698	△154,354	555,344			
	1	特別会計繰入金	67,362	168	67,530			
		3 介護保険事業会計繰入金	23,773	168	23,941	1 介護保険事業会計繰入金	168	23,941-23,773

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	2	基金繰入金	千円 642,336	千円 △154,522	千円 487,814		千円	
		1 基金繰入金	642,336	△154,522	487,814			
						1 財政調整基金繰入金	△155,100	211,200-366,300
						3 企業版ふるさと納税基金繰入金	578	企業版ふるさと納税基金繰入金 2,642-2,064
21		諸収入	196,225	△614	195,611			
	1	延滞金加算金及び過料	1,674	600	2,274			
		1 延滞金	1,674	600	2,274			
						1 延滞金	600	2,274-1,674
	4	受託事業収入	9,250	△17	9,233			
		2 農林水産業費受託金	442	△17	425			
						1 農業者年金事務受託金	△17	425-442
	5	雑入	183,781	△1,197	182,584			

諸 収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
	1 雑	入	千円 183,781	千円 △1,197	千円 182,584		千円 △1,197	千円 38 △1,391 245 1 △90
						1 雑	入	建物共済掛金 紀の川樋門操作委託 かつらぎ西PA地域振興施設指定管理納付金 公衆電話手数料 地域活性化センサー助成金
22		町 債	1,092,400	△103,400	989,000			
	1	町 債	1,092,400	△103,400	989,000			
		2 民生債	29,100	△400	28,700			
						1 民生債		合併特例事業 地域福祉センター障害者等用駐車場整備事業 4,200-4,600
		3 衛生債	167,700	△9,500	158,200			
						1 衛生債		過疎対策事業 合併処理浄化槽設置補助金 3,700-2,900 高齢者肺炎球菌予防接種 200-700 ごみ収集車購入 5,700-9,300 一般会計出資 水道事業 48,300-52,600

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			公共施設等適正管理推進事業 斎場空調機器更新事業 1,900-2,200 辺地対策事業 飲料水供給施設整備事業 93,200-94,800
		5 土木債	114,600	△2,700	111,900			
						1 土木債	△2,700	過疎対策事業 公共下水道事業 11,000-3,700 かつらぎ西部公園整備事業 20,500-17,100 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 1,200-0
		6 消防債	49,000	4,300	53,300			
						1 消防債	4,300	緊急防災・減災事業 消防施設整備 31,600-31,100 過疎対策事業 防災基盤整備 12,800-17,900 一般補助施設整備等事業 トイレカー購入 8,900-0

町 債

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円			千円	
7	教育債		128,600	7,600	136,200				
						1 教育債	7,600	過疎対策事業 スクールバス運行費 26,400-25,900 文化財拠点施設整備事業 66,100-58,300 小学校給食調理室整備事業 3,100-4,600 緊急防災・減債事業 公民館トイレ改修事業 13,200-13,500 中学校体育館トイレ改修事業 2,300-1,700 公共施設等適正管理推進事業 かつらぎ体育センター改修事業 1200-0 学校教育施設等整備事業 小学校空調改修事業 0-22,300 脱炭素化推進事業 中学校体育館照明改修事業 0-400 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 小学校空調改修事業 22,000-0	500 7,800 △1,500 △300 600 1,200 △22,300 △400 22,000

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
		8 災害復旧債	千円 449,200	千円 △102,700	千円 346,500			千円	
						1 補助災害復旧債		現年 農地 0-600 農業用施設 0-1,000 林道補助 0-500 公共土木施設 77,800-116,200 過年 林道 14,500-20,000 公共土木施設 48,300-96,400	△600 △1,000 △500 △38,400 △5,500 △48,100
						2 単独災害復旧債		現年 農業用施設 0-300 林道 100-1,200 公共土木施設 32,900-40,000 過年 公共土木施設 172,900-173,000	△300 △1,100 △7,100 △100
		歳入合計	12,372,398	△267,357	12,105,041				

2. 歳出

議会費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
1		議会費	千円 105,905	千円 △6,714	千円 99,191	千円	千円	千円	千円	千円		
	1	議会費	105,905	△6,714	99,191				△6,714			
		1 議会費	105,905	△6,714	99,191				△6,714			
										1 報酬	△2,960	議長 副議長 議員 △2,940
										2 給料	8	職員給
										3 職員手当等	△761	通勤手当 議員期末手当 △60 △701
										4 共済費	△879	議員共済負担金
										7 報償費	△181	手話通訳謝礼 議員研修講師謝金 議会モニター謝礼 △30 △30 △121
										9 交際費	△50	議会及び議長交際費
										11 役務費	△2	交通傷害保険料
										12 委託料	△1,109	速記委託料 議会広報編集委託料 △382 △727

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △780	政務活動費	千円
2		総務費	1,737,188	△11,131	1,726,057	△8,026	194	△3,299				
1		総務管理費	1,389,730	△6,736	1,382,994	△2,275	194	△4,655				
		1 一般管理費	465,100	△4,176	460,924		△1	△4,175				
									2 給料	25	職員給	
									3 職員手当等	△3,284	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当 地域手当	△583 △100 △343 △2,257 △1
									4 共済費	△1,281	職員共済組合負担金 地方公務員災害補償基金負担金 非常勤公務員災害負担金	△1,100 △176 △5
									8 旅費	△91	職員旅費	
									11 役務費	△68	車登録手数料 車共済費 自賠責保険料 総合賠償補償保険料 災害対策費用保険料	△5 △19 △2 △29 △13

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			区分	金額
			千円	千円	千円				12 委託料	千円 △266	行政不服審査事務委託料	千円	
									17 備品購入費	△24	公用車		
									18 負担金、補助及び交付金	813	退職手当負担金		
		2 人事管理費	6,739	△801	5,938			△801	7 報償費	△164	講師謝金 手話通訳謝礼	△30 △134	
									8 旅費	△69	職員旅費		
									10 需用費	△27	消耗品費 燃料費	△12 △15	
									12 委託料	△500	職員健康検査委託料		
									13 使用料及び賃借料	△23	駐車料金 有料道路通行料	△3 △20	
									18 負担金、補助及び交付金	△18	研修負担金		
		3 庁舎管理費	76,227	△1,204	75,023			△1,204					

総務費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円				12 委託料	千円 3,828	ふるさとかつらぎ寄附金特産品送付業務委託料 6,000 地域優良住宅整備支援委託料 △2,600 企業版ふるさと納税支援業務委託料 440 自分ごと化会議業務委託料 △12	
									18 負担金、補助及び交付金	△1,168	全国過疎地域連盟会費 △5 空き家改修事業補助金 △1,000 空き家登記費用補助金 △163	
		8 交通安全対策費	5,069	△200	4,869			△200	7 報償費	△200	交通指導員退職報償費 △130 交通指導員退職記念品 △70	
		11 支所費	141,500	311	141,811			311	3 職員手当等	△171	通勤手当	
									4 共済費	△300	職員共済組合負担金	
									27 繰出金	782	花園地域交流推進施設運営事業特別会計繰出金	
		12 諸費	7,994	△73	7,921			△73	1 報酬	△57	生活安全推進協議会委員	

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
			千円	千円	千円					4 共済費	千円 △16	非常勤公務災害負担金	千円
		16 友好交流費	909	△12	897				△12	12 委託料	△12	子ども会交流委託料	
		17 地籍調査事業費	21,103	△305	20,798			△50	△255	10 需用費	△190	消耗品費	
										11 役務費	△43	郵送料 車共済費	△42 △1
		21 田舎暮らし体験住宅管理費	1,473	△82	1,391			△255	173	12 委託料	△72	データ移行業務委託料 地籍成果更新業務委託料	△6 △66
										7 報償費	△42	入居者選考委員会委員報償費	
	2	徴税費	248,420	△2,033	246,387				2,436	10 需用費	△40	電気料	
		1 税務賦課徴収費	248,420	△2,033	246,387				2,436				

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給料	千円 22	職員給	千円
									3 職員手当等	△540	児童手当 超勤手当	△40 △500
									4 共済費	△500	職員共済組合負担金	
									11 役員費	△22	官報公告料 インターネット公売システム利用料 相続財産清算人選任申立手数料	△6 △15 △1
									21 補償、補填及び賠償金	△993	予納金	
3		戸籍住民基本台帳費	62,275	△323	61,952	708		△1,031				
	1	戸籍住民基本台帳費	62,275	△323	61,952	708		△1,031				
									2 給料	△25	職員給	
									3 職員手当等	△98	扶養手当	
									4 共済費	△200	職員共済組合負担金	
4		選挙費	25,922	△2,039	23,883	△1,990		△49				

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								その他	一般財源			
		1 選挙管理委員会費	千円 9,401	千円 △2	千円 9,399	千円	千円	千円 △2			千円	
									2 給料	3 職員給		
									13 使用料及び賃借料	△5 有料道路通行料		
		2 総選挙費	16,521	△2,037	14,484	△1,990		△47				
									1 報酬	△661 投票管理者及び投票立会人 投票事務打合せ会 開票立会人	△638 △6 △17	
									3 職員手当等	△957 超勤手当 投票及び開票事務手当 期日前投票事務手当	△8 △790 △159	
									4 共済費	△7 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費	△1 △6	
									10 需用費	△97 燃料費 印刷製本費	△40 △57	
									11 役務費	△123 郵送料 傷害保険料	△122 △1	
									12 委託料	△65 選挙公報配布委託料 入場券等点字作成委託料	△58 △5	

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	選挙ポスター掲示版作成設置・撤去委託料 △2	
									13 使用料及び 賃借料	△2	駐車料金	
									17 備品購入費	△125	車いす	
3		民生費	3,300,401	11,049	3,311,450	△33,620	△400	6,581		38,488		
1		社会福祉費	2,264,286	△38,390	2,225,896	△34,692	△400	△43		△3,255		
		1 社会福祉総務費	994,453	△29,044	965,409	△29,152				108		
									3 職員手当等	△546	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当	
									7 報償費	△36	障害者相談員報償費	
									10 需用費	△55	消耗品費 印刷製本費	
									11 役務費	△147	郵送料 口座振込手数料	

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助	千円 △28,067	物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算対象世帯） △700 物価高騰対応重点支援給付金（新たなこども加算対象世帯） △4,850 物価高騰対応重点支援給付金（新たな住民税均等割非課税世帯） △5,600 物価高騰対応重点支援給付金（新たな住民税均等割のみ世帯） △16,600 障害者外出支援事業費 △317	
									27 繰出金	△193	国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基金安定制度） 1 国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与等） △17 国民健康保険事業特別会計繰出金（未就学児均等割保険税） 1 国民健康保険事業特別会計繰出金（産前産後保険税） 1 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与等） △179	
		2 地域福祉センター管理費	10,629	△435	10,194	△400	△33	△2				
									14 工事請負費	△435		地域福祉センター障害者等用駐車場整備工事
		3 老人福祉費	131,594	△197	131,397			△197				

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						千円	千円	千円	千円				千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	7 報償費	千円 △138	敬老祝品	千円	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	△59	かつらぎ町シルバニア人材センター補助金		
		4 老人福祉施設管理費	1,099	1,099			△10	10					
		9 重度心身障害児者医療費	42,309	△5,122	37,187	△3,841		△1,281					
									11 役務費	△119	医療費審査支払手数料		
									19 扶助費	△5,003	重度心身障害児者医療費		
		12 総合支援費	560,604	△3,123	557,481	△1,627		△1,496					
									7 報償費	△520	講師謝金 手話通訳謝礼	△90 △430	
									8 旅費	△3	職員旅費		
									11 役務費	△11	手話通訳者頸肩腕検診手数料		
									12 委託料	△589	訪問入浴サービス事業委託料		
									19 扶助費	△2,000	身体障害者自動車改造助成事業費	△500	

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	障害者等日常生活用具給付事業費 △1,500
		13 障害児通所 支援費	110,284	△96	110,188	△72		△24				
									19 扶 助 費	△96		肢体不自由児通所医療費
		15 国民年金事 務費	7,024	△53	6,971			△53				
									3 職 員 手 当 等	△53		期末勤勉手当
		17 住宅新築資 金等貸付事 業費	381	△320	61			△320				
									4 共 済 費	△8		非常勤公務災害負担金
									12 委 託 料	△300		弁護士費用
									13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△12		駐車料金 有料道路通行料 △2 △10
2		児童福祉費	1,025,184	49,439	1,074,623	1,072	6,624	41,743				
		1 児童福祉総 務費	82,283	△1,027	81,256			△1,027				

民生費

款項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給料	千円 △6	職員給	千円
								3 職員手当等	△283	扶養手当 通勤手当 期末勤勉手当	△15 △23 △245
								7 報償費	△37	講師謝金 要保護児童対策地域協議会委員報償費	△10 △27
								10 需用費	△1	食糧費	
								12 委託料	△50	一時保育業務委託料	
								18 負担金、補助及び交付金	△650	紀州っ子いっぱいサポート事業補助金（児童発達支援センター等） 給食費補助金 保育料助成金（児童発達支援センター等）	△50 △200 △400
2	児童措置費	216,295	△6,305	209,990	48		△6,353				
6	こども園運営費	503,522	57,176	560,698	1,024	6,620	49,532	19 扶助費	△6,305	児童手当費	
								12 委託料	57,176	こども園運営委託料	

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	節分		金額		
												千円	
		9 児童福祉施設総務費	千円 57,841	千円 △215	千円 57,626	千円	千円	千円	千円 △216			千円	
										4 共済費	△200		職員共済組合負担金
										13 使用料及び賃借料	△15		車借上料
		10 児童福祉施設管理費	7,983	△190	7,793			3	△193				
										14 工事請負費	△179		サイクルポート設置工事
4		衛生費	1,066,683	△35,857	1,030,826	1,211	△9,500	△3,730	△23,838				
	1	保健衛生費	637,103	△25,467	611,636	4,951	△6,700		△23,718				
		1 保健衛生総務費	123,623	△695	122,928	5,270			△5,965				
										2 給料	△151		職員給
										3 職員手当等	△116		扶養手当 通勤手当
													△52 △64

衛生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円				4 共済費	千円 △400	職員共済組合負担金	千円
									8 旅費	△24	職員旅費	
									18 負担金、補助及び交付金	△4	伊都保健師業務研究会会費 和歌山県市町村保健師協議会負担金	△2 △2
		2 予防費	164,379	△15,602	148,777	△220	△500	△14,882				
									8 旅費	△5	職員旅費	
									11 役務費	△16	風しん抗体検査事務手数料 風しん予防接種事務手数料	△15 △1
									12 委託料	△13,472	胃検診委託料(集団) 大腸がん検診委託料(集団) 胸部肺がん検診委託料(集団) 肝炎検診委託料(集団) 前立腺がん検診委託料(集団) 乳がん検診委託料(集団) 一般健康診査委託料(集団) 一般健康診査委託料(個別) 高齢者肺炎球菌予防接種委託料 緊急風しん抗体検査委託料 風しん予防接種委託料 予防接種委託料	△265 △314 △249 △38 △95 △984 △24 △10 △1,214 △258 △21 △10,000

衛生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の	特		区	金額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助費	△1,700	妊産婦アクセス支援助成金	千円
	8	斎場管理費	32,439	△330	32,109	△300		△30		14 工事請負費	△330	かつらぎ斎場火葬炉設備修繕工事 かつらぎ斎場空調機器更新工事	△33 △297
2		清掃費	429,580	△10,390	419,190	△2,800	△3,730	△120					
	1	清掃総務費	279,967	△823	279,144		△77	△746		2 給料	△207	職員給	
										3 職員手当等	△6	通勤手当	
										4 共済費	△400	職員共済組合負担金	
										12 委託料	△210	ゴミ袋販売委託料	
	2	じん芥処理費	79,176	△2,767	76,409	△3,600	△3,653	4,486		7 報償費	△16	一般廃棄物収集業者選定委員報償金	
										12 委託料	△539	水質バイジン検査委託料 ごみ収集カレンダー配布準備業務委託料 不燃物用処理券配布準備業務委託料 ごみ袋仕分け業務委託料	△154 △16 △1 △368

農林水産業費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	3	職員手当等	千円 △39	扶養手当 住居手当 通勤手当 △7 △21 △11
									4	共済費	△600	職員共済組合負担金
									18	負担金、補助及び交付金	△230	伊都地方3市町農産物消費拡大協議会負担金
		3 農業振興費	32,572	△16,496	16,076	△14,206		△2,290				
									12	委託料	△2,206	有機農産地づくり推進事業委託料
									14	工事請負費	△2,290	笠田中圃場調整池浚渫工事
									18	負担金、補助及び交付金	△12,000	経営開始資金 経営発展支援事業補助金 △750 △11,250
		4 園芸振興費	19,897	△382	19,515	31		△413				
									18	負担金、補助及び交付金	△382	農家民泊促進事業補助金 病害虫防除対策事業補助金（果樹以外） △240 △142
		5 畜産振興費	47	△2	45			△2				

農林水産業費

款	項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								その他	一般財源			
	11	多面的機能 支払交付金 事業費	千円 12,113	千円 △836	千円 11,277	千円 △655	千円	千円 △181		千円		
									18 負担金、補 助及び交付 金	△836	多面的機能支払交付金	
	12	経営所得安 定対策等推 進事業費	750	△33	717	△33						
	14	農地総務費	34,366	△100	34,266			△100	12 委 託 料	△33	かつらぎ町農業再生協議会委託料	
									8 旅 費	△100	職員旅費	
	16	農村地域防 災減災事業 費	30,250	△2,869	27,381		50	△2,919				
									14 工事請負費	△2,969	ため池廃止工事	
									18 負担金、補 助及び交付 金	100	ため池改修事業負担金	
2		林業費	85,808	△8,244	77,564		△2	△8,242				

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
		1 林業総務費	千円 66,522	千円 △6,654	千円 59,868	千円	千円 △1	千円 △6,653		千円		
									2 給料	△311	職員給	
									3 職員手当等	△92	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当	△20 △30 △27 △15
									7 報償費	△5	講師謝金	
									12 委託料	△2,223	森林管理意向調査等業務委託料 経営管理業務委託料	△1,243 △980
									18 負担金、補助及び交付金	△4,023	和歌山県治山林道協会負担金 環境林基盤整備事業補助金 森林再生統合事業補助金 高性能林業機械レンタル補助金	36 △2,152 △1,298 △609
		2 林道維持費	4,799	△1,500	3,299			△1,500				
									14 工事請負費	△1,500	林道・作業道維持修繕工事	
		3 山村振興総務費	1,287	△90	1,197		△1	△89				
									8 旅費	△90	職員旅費	
7		商工費	246,864	△9,377	237,487	△756	186	△8,807				

商工費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	財源				
							一般財源	その他			
1	商工費	千円 207,278	千円 △9,354	千円 197,924	千円 △923	千円 186	千円 △8,617		千円		
	1 商工総務費	203,304	△5,740	197,564	△923	186	△5,003				
								2 給料	△36	職員給	
								3 職員手当等	△337	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当	△88 △40 △124 △85
								4 共済費	△300	職員共済組合負担金	
								7 報償費	△19	起業支援事業審査委員報償費	
								8 旅費	△4	起業支援事業審査委員旅費	
								18 負担金、補助及び交付金	△5,044	和歌山県企業立地連絡協議会会費 起業支援事業補助金 かつらぎ熱中学校教育運営補助金 買物支援事業補助金	△3 △5,332 △845 1,136
2	商工振興費	3,974	△3,614	360			△3,614				
								12 委託料	△17	笠田中事業用地草刈業務委託料	
								13 使用料及び賃借料	△362	笠田中事業地賃借料 監視カメラリース料	△98 △264

款	項	目	補正前額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
						特定財源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
									16 公有財産購入費	△3,235	笠田中事業用地購入費	千円
2		観光事業振興費	39,586	△23	39,563	167		△190				
		1 観光事業振興費	7,689		7,689	△1		1				
		2 観光施設管理費	31,897	△23	31,874	168		△191				
8		土木費	834,116	△13,714	820,402	880	△2,700	△4,584	12 委託料	△23	道の施設等清掃業務委託料 衛星電話管理業務委託料	△9 △14
	1	土木管理費	38,350	△535	37,815			△535				
		1 土木総務費	38,350	△535	37,815			△535				
									2 給料	△2	職員給	
									3 職員手当等	△133	扶養手当 通勤手当	△32 △101
									4 共済費	△400	職員共済組合負担金	
2		道路橋梁費	271,269	△1,509	269,760	343		△1,852				

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
3	河川費	千円 17,135	千円 1,008	千円 18,143	千円 1,200	千円 1,200	千円 △192	千円 △192		千円		
	1 河川費	4,539	1,008	5,547		1,200	△192		18 負担金、補助及び交付金		1,008	全国治水砂防協会負担金 和歌山県河川協会負担金 県営河川事業負担金 △171 △83 1,262
4	都市計画費	449,534	△10,101	439,433	2,475	△3,900	△7,310	△1,366				
	1 都市計画総務費	269,609	△14,612	254,997		△7,300	△870	△6,442				
									1 報酬	△26		都市計画審議会委員
									3 職員手当等	△87		児童手当 通勤手当 △80 △7
									4 共済費	△200		職員共済組合負担金
									12 委託料	△2,596		開発許可審査業務委託料
									27 繰出金	△11,703		下水道事業会計繰出金
	2 公園費	104,394	△353	104,041			△353					
									3 職員手当等	△334		通勤手当 期末勤勉手当 △168 △166

土木費

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明			
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源						
													特定財源		
													千円	千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円	10 需用費	千円 △9	水道料	千円				
								13 使用料及び 賃借料	△10	公共下水道使用料					
	3	公園整備事業費	35,600	4,950	40,550	2,475	3,400		△925						
	4	かつらぎ西部公園管理費	39,931	△86	39,845					4,950	かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事				
							△6,440		6,354						
										7 報償費	△65	キッズスペース事業講師謝金 キッズスポーツイベント記念品	△35 △30		
										11 役務費	△10	建物共済費			
										13 使用料及び 賃借料	△10	著作物使用料			
										18 負担金、補助及び交付金	△1	パークゴルフアドバイザー認定講習会負担金			
5		住宅費	57,828	△2,577	55,251	△1,938			△639						

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	財源				
								千円	千円			
	1	住宅管理総務費	千円 15,989	千円 △200	千円 15,789	千円	千円	△200	千円		千円	
		6 木造住宅耐震化促進事業費	8,015	△2,377	5,638	△1,938		△439		4 共済費	△200	職員共済組合負担金
										12 委託料	△146	木造住宅耐震診断事業実施委託料 △114 木造住宅耐震補強設計審査事業委託料 △32
9		消 防 費	484,013	5,442	489,455	11,170	4,300	△8,637		18 負担金、補助及び交付金	△2,231	非木造住宅耐震診断補助金 △267 耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 △798 木造住宅耐震設計改修工事補助金 (国費分) 木造住宅耐震設計改修工事補助金 △500 木造住宅耐震設計改修工事補助金 △666
	1	消 防 費	484,013	5,442	489,455	11,170	4,300	△8,637				
		2 非常備消防費	113,353	△5,717	107,636			△5,717				
										1 報 酬	△42	消防審議会委員

消 防 費

款 項	目 的	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
					特 定 財 源						
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給 料	千円 8	職員給
									3 職 員 手 当 等	△78	扶養手当
									4 共 済 費	△300	職員共済組合負担金
									7 報 償 費	△3,113	消防団員退職報償費 退団者記念品 消防表彰記念品 △2,996 △54 △63
									12 委 託 料	△1,504	防火用水冬期通水業務委託料 出初式放水会場整地業務委託料 △1,374 △130
									13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△176	車借上料
									17 備 品 購 入 費	△512	消防用ホース
4	消 防 施 設 整 備 費	63,552	△3,903	59,649	2,506	△4,600	△1,809				
									14 工 事 請 負 費	△3,041	防火水槽設置工事
									27 繰 出 金	△862	水道事業会計繰出金
5	水 防 費	15,220	△3,360	11,860			△1,969				
									1 報 酬	△23	水防協議会委員

款	項	目	補 正 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
			千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	非常勤公務災害負担金
			千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	桶門操作委託料 仮設ポンプ設置及び撤去作業委託料
		6 防災センター管理費	5,647	△8	5,639				△8			△1,395 △1,938
		7 防災費	22,553	18,430	40,983	8,900	8,664		866			防火管理者講習会負担金
												車登録手数料 無線免許申請手数料 車共済費 自賠責保険料
											446	292 △2 83 73
											17,971	
												トイレカー
											△14	
												無線講習会負担金
											27	
												自動車重量税
10		教育費	1,107,580	△41,620	1,065,960	7,600	△11,242	△14	△37,964			

教育費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
1	教育総務費	教育総務費	千円 362,735	千円 △5,446	千円 357,289	千円 △1,000	千円	千円 △4,446		千円		千円	
		1 教育委員会費	921	△47	874			△47					
									7 報償費	△32		教育委員会表彰記念品	
									18 負担金、補助及び交付金	△15		市町村教育委員会研修分担金	
2	事務局費		134,910	△1,753	133,157			△1,753					
									2 給料		5	職員給	
									3 職員手当等			扶養手当 通勤手当 特別職通勤手当 特別職期末手当	△120 △233 △6 △601
									4 共済費			職員共済組合負担金	
									18 負担金、補助及び交付金		202	退職手当負担金	
3	教育諸費		57,262	△1,835	55,427	500		△2,335					
									1 報酬			教育支援委員会委員	

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
						補正額の財源					
						国県支出金	地方債	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	一般財源	千円	千円	非常勤公務災害負担金
			千円	千円	千円	千円	千円		△23	△23	
			千円	千円	千円	千円	千円		△62	△62	かつらぎ町特別支援教育専門家サポートチーム報酬費 かつらぎ町教育委員会外部評価委員会委員報酬費 プログラミングコンテスト審査員報酬費 かるた大会記念品
									△42	△42	食糧費
									△562	△562	英語指導人材派遣委託料
									△1,046	△1,046	車借上料 ホームページ作成サービスライセンス使用料 紀北青少年の家施設使用料 テースト採点機能利用料
									△50	△50	テレビ共同受信施設維持費 伊都地方総合文化祭負担金 伊都地方事務研究協議会負担金 保健協会負担金 和歌山県伊都特別支援教育研究会負担金 和歌山県特別支援学級設置校長会負担金

教育費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	伊都地方特別支援学級・支援学校合同運動 会負担金 教科用図書採択負担金 △8 △18
	4	学校給食費	169,642	△1,811	167,831		△1,500		△311			
										4	△5	会計年度任用職員労災保険料
										14	△1,775	大谷小学校給食調理室空調機器更新工事
										17	△31	シンク 保冷庫 △23 △8
2		小学校費	203,723	△15,291	188,432	△1,125	△300		△13,866			
	1	小学校総務 費	47,666	△1,915	45,751				△1,915			
										3	△346	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4	△4	会計年度任用職員労災保険料
										8	△26	職員旅費 会計年度任用職員費用弁償 △8 △18
										11	△10	建物共済費
										12	△34	スポーツテスト集計委託料 標準学力調査委託料 △6 △8

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
			千円	千円	千円							教育・心理検査集計分析委託料	千円 △20
										13 使用料及び賃借料	△36	児童、校医送迎用車借上料 耳鼻科検診用機材借上料	△35 △1
										17 備品購入費	△1,375	パソコン	
										18 負担金、補助及び交付金	△84	日本スポーツ振興センター掛金 小体連分担保金 陸上・水泳記録会負担金	△29 △3 △52
		2 小学校管理費	83,027	△3,885	79,142		△300		△3,585				
										14 工事請負費	△3,885	渋田小学校空調機器更新工事	
		3 教育振興費	71,128	△8,495	62,633		△129		△8,366				
										1 報酬	△3,024	会計年度任用職員	
										3 職員手当等	△1,649	会計年度任用職員期末勤勉手当	
										4 共済費	△1,272	会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費	△242 △1,030
										7 報償費	△403	講師謝金	
										8 旅費	△147	会計年度任用職員費用弁償	

教育費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
								10 需用費	千円 △59		消耗品費
								12 委託料	△903		笠田小学校水泳指導業務委託料 デジタル教材導入業務委託料
								13 使用料及び賃借料	△41		授業目的公衆送信補償金
								18 負担金、補助及び交付金	△300		小学校児童大会等参加費補助金
								19 扶助費	△697		校外活動費 修学旅行費 特別支援教育就学奨励費 クラブ活動費 児童会費 PTA会費 オンライン学習通信費
											△136 △139 △167 △10 △5 △109 △131
		4 紀の国緑育推進事業費	1,902	△996	906	△996		12 委託料	△772		紀の国緑育推進事業指導業務委託料
								13 使用料及び賃借料	△224		車借上料
3		中学校費	80,974	△7,663	73,311	△5,475	200				△2,388

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
1	中学校総務費		千円 16,814	千円 △261	千円 16,553	千円	千円	千円 △261		千円			
										3	△3	会計年度任用職員期末勤勉手当	
										4	△4	会計年度任用職員労災保険料	
										12	△218	スポーツテスト集計委託料 標準学力調査委託料 教育・心理検査集計分析委託料	△10 △184 △24
2	中学校管理費		19,263	△500	18,763	200		△700					
									18	△36	負担金、補助及び交付金	△32 △4	
3	教育振興費		44,897	△6,902	37,995			△1,427					
									14	△500	工事請負費		
										1	△941	報酬	
										3	△146	職員手当等	
								4	△236	共済費	△4 △231 △1		

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	7	千円 △2,497	千円 △2,426 △71	部活動指導者謝金 中学校部活動地域移行推進協議会委員報償費
									8	△1,556	△66 △43 △1,090 △357	職員旅費 水泳指導員旅費 部活動指導者旅費 会計年度任用職員費用弁償
									10	△6		食糧費
									11	△61	△39 △22	郵送料 傷害保険料
									12	△28		プール送迎業務委託料
									13	△178	△99 △50 △29	車借上料 会場借上料 授業目的公衆送信補償金
									19	△1,253	△156 △544 △254 △228 △71	校外活動費 修学旅行費 特別支援教育就学奨励費 クラブ活動費 通学費
5		社会教育費	377,083	△11,544	365,539	△4,642	7,500	1		△14,403		

教育費

補正第10号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
		1 社会教育総務費	千円 27,797	千円 △190	千円 27,607	千円	千円	千円	△190	千円		千円	
											1 報酬	△133	社会教育委員
											3 職員手当等	△41	通勤手当
											18 負担金、補助及び交付金	△16	和歌山県社会教育主事等連絡協議会負担金 伊都地方社会教育委員連絡協議会分担金
		2 社会教育諸費	42,507	600	43,107				600				
											18 負担金、補助及び交付金	△20	伊都・高野山ユネスコ協会負担金
											27 繰出金	620	シビックセンター特別会計繰出金
		3 放課後子ども教室推進事業費	358	△13	345				△13				
											13 使用料及び賃借料	△13	通学合宿布団レンタル料

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明												
						国県支出金	地方債	財源																
								一般財源	その他															
4	公民館総務費	千円 36,673	千円 △470	千円 36,203	千円 △380	千円 △90				千円														
													2	給料	△3	職員給								
													3	職員手当等	△177	通勤手当 期末勤勉手当	△111 △66							
													4	共济費	△200	職員共济組合負担金								
													7	報償費	△90	公民館主事研修講師謝金								
													7	報償費		△700								
													7	報償費										
10	需用費									△14	印刷製本費													
13	使用料及び賃借料									△100	放送設備借上料													
6	公民館管理費	千円 104,839	千円 △9,578	千円 95,261	千円 △300	千円 90																		

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						補正額の財源							
						千円	千円	千円	千円				一般財源
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	14	工事請負費	千円 △30	インターネット回線引込工事	千円
11		図書館費	13,831		13,831			△1					
12		青少年センター運営費	7,250	△568	6,682	△62		△506					
									8	旅費	△10	職員旅費	
									11	役務費	△11	車登録手数料 車共済費	△10 △1
									18	負担金、補助及び交付金	△545	子ども会活動補助金	
									26	公課費	△2	自動車重量税	
6		保健体育費	59,271	△1,676	57,595		1,200	△2,861					
	1	保健体育総務費	376	△91	285			△91					
									8	旅費	△64	職員旅費	
									18	負担金、補助及び交付金	△27	和歌山県スポーツ推進委員研究協議会負担金 近畿スポーツ推進委員研究協議会負担金	△6 △12

教育費

補正第 10号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	全国スポーツ推進委員研究協議会負担金 △9
	3	体育施設管 理費	55,812	△1,585	54,227	1,200	△15	△2,770				
									3	職員手当等	△28	住居手当
									7	報償費	△57	指定管理者選定委員報償費
									11	役員費	△15	特殊建物調査手数料 車登録手数料 自賠責保険料
									14	工事請負費	△1,485	かつらぎ体育センター玄関ホール屋根設置 工事
11		災害復旧費	1,098,885	△176,167	922,718	△88,276	△102,700	15,909				
	1	農林業施設 災害復旧費	239,600	△47,832	191,768	△50,785	△1,100	13,053				
		1 現年発生農 地補助災害 復旧事業費	5,925	△5,925	0	△4,000	△350	△975				
									10	需用費	△100	消耗品費
									12	委託料	△800	土壌検査業務委託料
												△300

災害復旧費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						千円	千円	千円	千円			
						国県支出金	地方債	その他の財源				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	千円
										14 工事請負費	△5,000	農地災害復旧測量設計委託料 △500
										18 負担金、補助及び交付金	△25	農地災害復旧工事 和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金
		2 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費	16,275	△16,275	0	△13,500	△1,300	△750	△725			
										8 旅費	△10	職員旅費
										10 需用費	△330	消耗品費 燃料費 電気料 △230 △50 △50
										11 役務費	△60	電話料 郵送料 △30 △30
										12 委託料	△800	土壌検査業務委託料 農業用施設災害復旧測量設計委託料 △300 △500
										14 工事請負費	△15,000	農業用施設災害復旧工事

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △75	和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金	
		3 現年発生林道補助災害復旧事業費	5,900	△5,900	0	△4,500	△800	△600				
									10 需用費	△80	消耗品費 燃料費 電気料	△50 △20 △10
									11 役務費	△20	電話料 郵送料	△10 △10
									12 委託料	△800	土壌検査業務委託料 林道災害復旧測量設計業務委託料	△300 △500
									14 工事請負費	△5,000	林道災害復旧工事	
		4 現年発生林道単独災害復旧事業費	1,500	△1,232	268	△800		△432				
									14 工事請負費	△1,232	林道災害復旧工事 林道崩土取除工事	△1,000 △232

災害復旧費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	節区分		金額		
												千円	
		5 過年発生林道補助災害復旧事業費	千円 205,000	千円 △18,500	千円 186,500	千円 △28,785	千円 △5,500	千円	15,785		千円		
										10 需用費	△500	消耗品費	
										14 工事請負費	△18,000	林道災害復旧工事	
2		公共土木施設災害復旧費	859,285	△128,335	730,950	△37,491	△93,700		2,856				
		1 現年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	364,300	△108,830	255,470	△60,136	△43,200		△5,494				
										14 工事請負費	△108,830	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	
		2 現年発生公共土木施設単独災害復旧事業費	14,300	△2,505	11,795		△2,300		△205				
										12 委託料	△300	土壌検査業務委託料	
										14 工事請負費	△2,205	河川浚渫工事	

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明	
						特定財源						
						国県支出金	地方債	その他				
		3 過年発生公 共土木施設 補助災害復 旧事業費	千円 307,685	千円 △17,000	千円 290,685	千円 22,645	千円 △48,100	千円 8,455		千円		
									14 工事請負費	△17,000	道路災害復旧工事	
		4 過年発生公 共土木施設 単独災害復 旧事業費	173,000		173,000		△100	100				
13		諸支出金	544,610	43,333	587,943			12,588				
	1	基金費	544,610	43,333	587,943			12,588				
		1 減債基金費	1,654	32	1,686			32				
									24 積立金	32	減債基金積立金	
		2 財政調整基 金費	203,400	823	204,223			823				
									24 積立金	823	財政調整基金積立金	
		3 庁舎建設基 金費	128	174	302			174				
									24 積立金	174	庁舎建設基金積立金	

諸支出金

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	財源					一般財源
								千円	千円				
	4	ふるさとかつらぎ基金費	千円 323,549	千円 22,631	千円 346,180	千円	千円 22,631	千円		千円			
	5	企業版ふるさと納税基金費	4	10,505	10,509		3,905	6,600	24積立金	22,631	ふるさとかつらぎ基金積立金		
	6	ふるさと森づくり基金費	1	4	5			4	24積立金	10,505	企業版ふるさと納税基金積立金		
	7	災害対策基金費	26	33	59			33	24積立金	4	ふるさと森づくり基金積立金		
	8	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金費	2,001	4	2,005			3	24積立金	33	災害対策基金積立金		

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	24積立金	千円	かつらぎ町地域食材供給施設整備基金積立金	
		9 かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金費	19	△12	7		5	△17				
		10 定住促進住宅整備基金費	7,533	33	7,566				24積立金	△12	かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設整備基金積立金	
		11 公立学校施設整備基金費	1,292	102	1,394		98	4	24積立金	33	定住促進住宅整備基金積立金	
		12 文化財保護基金費	1	4	5		4		24積立金	102	公立学校施設整備基金積立金	
									24積立金	4	文化財保護基金積立金	

諸支出金

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	財源				
								国県支	その他			
		14 森林環境譲与税基金費	千円	千円 6,000	千円 6,000	千円	千円	千円 6,000		千円		千円
		15 かつらぎ町青少年健全育成基金費		3,000	3,000		3,000		24 積立金	6,000		森林環境譲与税基金積立金
									24 積立金	3,000		かつらぎ町青少年健全育成基金積立金
14		予備費	30,083	1	30,084			1				
	1	予備費	30,083	1	30,084			1				
		1 予備費	30,083	1	30,084			1				
		歳出合計	12,372,398	△267,357	12,105,041	△145,955	△103,400	△40,106		22,104		

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
一般廃棄物収集運搬業務委託料			令和6年度) 令和11年度	261,580 千円

第 3 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
地域福祉センター障害者等用駐車場整備事業	千円 4,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 4,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
飲料水供給施設整備事業	94,800	〃	〃	〃	93,200	〃	〃	〃
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	〃	〃	〃	3,700	〃	〃	〃
ごみ収集車購入事業	9,300	〃	〃	〃	5,700	〃	〃	〃
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	700	〃	〃	〃	200	〃	〃	〃
一般会計出資債(水道事業)	52,600	〃	〃	〃	48,300	〃	〃	〃
斎場空調機器更新事業	2,200	〃	〃	〃	1,900	〃	〃	〃
下水道事業会計繰出金	11,000	〃	〃	〃	3,700	〃	〃	〃
かつらぎ西部公園整備事業	17,100	〃	〃	〃	20,500	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	17,900	〃	〃	〃	12,800	〃	〃	〃

第 3 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
消防施設整備	31,100	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	31,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
スクールバス運行委託料	25,900	〃	〃	〃	26,400	〃	〃	〃
文化財拠点施設整備事業	58,300	〃	〃	〃	66,100	〃	〃	〃
公民館トイレ改修事業	13,500	〃	〃	〃	13,200	〃	〃	〃
中学校体育館トイレ改修事業	1,700	〃	〃	〃	2,300	〃	〃	〃
小学校給食調理室整備事業	4,600	〃	〃	〃	3,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	449,200	〃	〃	〃	346,500	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業(小学校空調改修)	22,300	〃	〃	〃				
中学校体育館照明改修事業	400	〃	〃	〃				

第 3 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
急傾斜地崩 壊対策事業					1,200	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合 は、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に より、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。
トイレカー購 入					8,900	〃	〃	〃
かつらぎ体 育センター 改修事業					1,200	〃	〃	〃
防災・減災・ 国土強靱化 緊急対策事 業(小学校空 調改修)					22,000	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(一般)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与				計	共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当				
補 正 後	長 等		22,070	5,376 (2.45)		152	5,297	32,895	
	議 員	36,735		8,666 (2.60)			10,743	56,144	
	そ の 他 の 特 別 職	7,326					59	7,385	
	計	44,061	22,070	14,042		152	16,099	96,424	
補 正 前	長 等		22,070	5,977 (2.45)		158	5,297	33,502	
	議 員	39,695		9,367 (2.60)			11,622	60,684	
	そ の 他 の 特 別 職	7,326					59	7,385	
	計	47,021	22,070	15,344		158	16,978	101,571	
比 較	長 等			△ 601		△ 6		△ 607	
	議 員	△ 2,960		△ 701			△ 879	△ 4,540	
	そ の 他 の 特 別 職								
	計	△ 2,960		△ 1,302		△ 6	△ 879	△ 5,147	

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	住居手当	通勤手当	特別勤務手当		
補正後	人 287	千円 180,329	千円 714,222	千円 515,224	千円 1,409,775	千円 286,767	千円 1,696,542		
補正前	286	184,294	715,969	526,344	1,426,607	295,895	1,722,502		
比較	1	△ 3,965	△ 1,747	△ 11,120	△ 16,832	△ 9,128	△ 25,960		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		20,773	352,440	19,388	7,173	538	86,669	683	10,950
補正前		22,692	357,895	21,712	7,536	538	87,177	684	10,950
比較		△ 1,919	△ 5,455	△ 2,324	△ 363		△ 508	△ 1	
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		11,605	1,711	2,294	1,000				515,224
補正前		12,155	1,711	2,294	1,000				526,344
比較		△ 550							△ 11,120

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 1,747		精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 8,454		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,258
補正前	6,347

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給			与			費	合計	備	考
		報酬	給料	職員手当	給料	通勤手当	住居手当				
補正後	人 186	千円	千円 714,222	千円 449,699	千円	千円 1,163,921	千円	千円 1,409,885			
補正前	185		715,969	458,153		1,174,122	253,564	1,427,686			
比較	1		△ 1,747	△ 8,454		△ 10,201	△ 7,600	△ 17,801			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当		地域手当	管理職手当	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後		20,773	291,447	14,856	7,173	538	86,669	683	10,950	10,950	
補正前		22,692	294,758	16,658	7,536	538	87,177	684	10,950	10,950	
比較		△ 1,919	△ 3,311	△ 1,802	△ 363		△ 508	△ 1			
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当						計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後		11,605	1,711	2,294	1,000	1,000	449,699	449,699	449,699	449,699	
補正前		12,155	1,711	2,294	1,000	1,000	458,153	458,153	458,153	458,153	
比較		△ 550					△ 8,454	△ 8,454	△ 8,454	△ 8,454	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳	備	考
給料	△ 1,747	精算に伴う職員給料減			
職員手当	△ 8,454	精算に伴う職員手当減			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,258
補正前	6,347

議案第 51 号

令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）

令和6年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,224千円を減額し、歳入歳出それぞれ154,577千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

電気料の増額及び事業費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	4,489	△717	3,772
	1 使用料	4,489	△717	3,772
2	繰入金	42,240	620	42,860
	1 一般会計繰入金	42,240	620	42,860
3	諸収入	13,301	△927	12,374
	1 雑入	13,301	△927	12,374
5	町債	102,700	△7,200	95,500
	1 町債	102,700	△7,200	95,500
	補正されなかつた款項にかかると分	71		71
	歳入合計	162,801	△8,224	154,577

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	149,111	△7,152	141,959
	1 総務管理費	149,111	△7,152	141,959
2	事業費	12,313	△1,072	11,241
	1 事業費	12,313	△1,072	11,241
	補正されなかつた款項にかかると分	1,377		1,377
	歳出合計	162,801	△8,224	154,577

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	4,489	△717	3,772
	2 繰入金	42,240	620	42,860
	3 諸収入	13,301	△927	12,374
	5 町債	102,700	△7,200	95,500
	補正されなかった款項にかかる分	71		71
	歳入合計	162,801	△8,224	154,577

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特	財源		
					国県支出金	地方債	その他	
	1 総務費	149,111	△7,152	141,959		△7,200	△717	765
	2 事業費	12,313	△1,072	11,241			△927	△145
	補正されなかった款項にかかる分	1,377		1,377				
	歳出合計	162,801	△8,224	154,577		△7,200	△1,644	620

1. 歳入

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		使用料及び手数料	千円 4,489	千円 △717	千円 3,772		千円	
	1	使用料	4,489	△717	3,772			
		1 施設使用料	4,489	△717	3,772			
						1 施設使用料	△717	3,772-4,489
2		繰入金	42,240	620	42,860			
	1	一般会計繰入金	42,240	620	42,860			
		1 一般会計繰入金	42,240	620	42,860			
						1 一般会計繰入金	620	42,860-42,240
3		諸収入	13,301	△927	12,374			
	1	雑収入	13,301	△927	12,374			
		1 雑収入	13,301	△927	12,374			
						1 雑収入	△927	入場券販売
5		町債	102,700	△7,200	95,500			
	1	町債	102,700	△7,200	95,500			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 総務債	千円 102,700	千円 △7,200	千円 95,500			千円
						1 総務債	△7,200	公共施設等適正管理推進事業 総合文化会館改修事業 △7,000 88,600-95,600 合併特例事業債 総合文化会館障害者等用駐車場整備事業 △200 6,900-7,100
		歳入合計	162,801	△8,224	154,577			

2. 歳出

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	特定地方債	その他の財源	節区分		金額		
												千円	
1		総務費	千円 149,111	千円 △7,152	千円 141,959	千円	千円 △7,200	千円 △717	千円 765			千円	
	1	総務管理費	149,111	△7,152	141,959		△7,200	△717	765				
		1 施設管理費	149,111	△7,152	141,959		△7,200	△717	765				
										10 需用費	414	電気料	
										12 委託料	△376	舞台吊物電動巻上機改修工事設計業務委託料 総合文化会館障害者等用駐車場整備工事設計監理業務委託料 大ホール音響設備改修工事設計業務委託料	△44 △55 △277
										14 工事請負費	△7,190	舞台照明設備改修工事 総合文化会館障害者等用駐車場整備工事	△7,091 △99
2		事業費	12,313	△1,072	11,241			△927	△145				
	1	事業費	12,313	△1,072	11,241			△927	△145				
		1 事業費	12,313	△1,072	11,241			△927	△145				
										12 委託料	△1,072	音響照明技術委託料 舞台関係機材搬入搬出業務委託料	△896 △176
		歳出合計	162,801	△8,224	154,577		△7,200	△1,644	620				

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
総合文化会館改修事業	千円 95,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 88,600	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
総合文化会館障害者等用駐車場整備事業	7,100	〃	〃	〃	6,900	〃	〃	〃

議案第 52 号

令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,302千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,620,431千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

保険給付費等交付金の減額及び職員人件費の増額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,977,047	△4,373	1,972,674
	1 県負担金・補助金	1,974,222	△4,372	1,969,850
	2 財政安定化基金支出金	1	△1	0
4 財産収入		63	88	151
	1 財産収入	63	88	151
5 繰入金		214,355	△17	214,338
	1 他会計繰入金	189,355	△17	189,338
補正されなかった款項にかかると分		433,268		433,268
歳入	合計	2,624,733	△4,302	2,620,431

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,399	△17	38,382
	1 総務管理費	36,489	△17	36,472
4 財政安定化基金拠出金		1	△1	0
	1 財政安定化基金拠出金	1	△1	0
5 保健事業費		19,343	△204	19,139

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特定健康診査等事業費	16,025	△204	15,821
6 諸支出金		42,453	△4,080	38,373
	5 基金費	19,942	△4,080	15,862
補正されなかつた款項にかかると分		2,524,537		2,524,537
歳	合 計	2,624,733	△4,302	2,620,431

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 5 号）

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	1,977,047	△4,373	1,972,674
4 財産収入	63	88	151
5 繰入金	214,355	△17	214,338
補正されなかった款項にかかる分	433,268		433,268
歳入合計	2,624,733	△4,302	2,620,431

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	38,399	△17	38,382				△17
4 財政安定化基金拠出金	1	△1	0	△1			
5 保健事業費	19,343	△204	19,139	△172			△32
6 諸支出金	42,453	△4,080	38,373			88	△4,168
補正されなかった款項にかかる分	2,524,537		2,524,537	△4,200			4,200
歳出合計	2,624,733	△4,302	2,620,431	△4,373		88	△17

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
3		県支出金	千円 1,977,047	千円 △4,373	千円 1,972,674		千円	
1		県負担金・補助金	1,974,222	△4,372	1,969,850			
		1 保険給付費等交付金	1,974,222	△4,372	1,969,850			
						2 保険給付費等交付金(特別交付金)	△4,372	その他特別事情分 7,278-11,478 国保へルストアップ事業 1,315-1,487 △4,200 △172
2		財政安定化基金支出金	1	△1	0			
		1 財政安定化基金交付金	1	△1	0			
						1 財政安定化基金交付金	△10-1	
4		財産収入	63	88	151			
1		財産収入	63	88	151			
		1 利子及びひ配当金	63	88	151			
						1 利子及びひ配当金	88	国民健康保険事業基金積立金利子 151-63

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
5		繰入金	千円 214,355	千円 △17	千円 214,338		千円	
	1	他会計繰入金	189,355	△17	189,338			
		1 一般会計繰入金	189,355	△17	189,338			
						2 職員給与費等繰入金	△17	34, 295 - 34, 312
		歳入合計	2,624,733	△4,302	2,620,431			

2. 歳出

総務費

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特定財源						
						国県 支出金	地方債	その他	一般財源			
1		総務費	千円 38,399	千円 △17	千円 38,382	千円	千円	千円	千円 △17		千円	
1		総務管理費	36,489	△17	36,472				△17			
		1 一般管理費	30,940	52	30,992				52			
										2 給料	19	職員給
		2 連合会負担金	1,599	△69	1,530				△69			
										18 負担金、補助及び交付金	33	退職手当負担金
										18 負担金、補助及び交付金	△69	国保連合会負担金
3		国民健康保険事業費納付金	568,720		568,720	△4,200			4,200			
1		医療給付費分	391,953		391,953	△4,200			4,200			
		1 一般被保険者医療給付費分	391,953		391,953	△4,200			4,200			

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源	区分	金額		
4		財政安定化基金拠出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		
			1	△1	0	△1							
			1	△1	0	△1							
5	1	1 財政安定化基金拠出金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
			1	△1	0	△1							
			1	△1	0	△1							財政安定化基金拠出金
5	1	保健事業費	19,343	△204	19,139	△172			△32				
			3,318		3,318	△172			172				
			3,318		3,318	△172			172				18 負担金、補助及び交付金
2	1	特定健康診査等事業費	16,025	△204	15,821				△204				
			16,025	△204	15,821				△204				
													12 委託料
6		諸支出金	42,453	△4,080	38,373			88	△4,168				

諸支出金

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	特定財源	地方債	その他の	一般財源	区分	
	5	基金費	千円 19,942	千円 △4,080	千円 15,862	千円	千円	千円	千円		千円	
		1 国民健康保険事業基金費	19,942	△4,080	15,862		88		△4,168			
										24 積立金	△4,080	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金
		歳出合計	2,624,733	△4,302	2,620,431				△17			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (1) 総 括

(国民健康保険事業)

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		
補正後	人 4	千円 2,451	千円 9,742	千円 6,586	千円 18,779	千円 3,860	千円 22,639		
補正前	4	2,451	9,723	6,586	18,760	3,860	22,620		
比較			19		19		19		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円 240	千円 4,830	千円 366	千円	千円 27	千円 822	千円	千円
補正前		240	4,830	366		27	822		
比較									
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円 300	千円	千円 1	千円	千円	千円	千円	千円
補正前		300		1					6,586
比較									6,586

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	19	昇給に伴う職員給料増	
職員手当			

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,143
補正前	5,137

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料		与 費		合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		超 勤 手 当	地 域 手 当
補正後	人 3	千円 9,742	千円 9,742	千円 5,687	千円 15,429	千円 18,690		
補正前	3		9,723	5,687	15,410	18,671		
比較			19		19			
区分	扶養手当	千円	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
補正後	千円 240	千円 3,931	千円 366	千円 366	千円	千円 27	千円 822	千円
補正前	240	3,931	366	366		27	822	
比較								
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計	
補正後	千円 300	千円	千円 1	千円	千円	千円	千円	千円
補正前	300		1	1			5,687	
比較							5,687	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	19	昇給に伴う職員給料増	
職員手当			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,143
補正前	5,137

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	計	地 域 手 当			管 理 職 手 当	
補正後	人 1	千円 2,451	千円	千円 899	千円 3,350	千円 599	千円 3,949				
補正前 比較	1	2,451		899	3,350	599	3,949				
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前		899								
	比較		899								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	899
補正前										899	
比較											

議案第 53 号

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ105千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,807,358千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		91	116	207
	1 財産運用収入	91	116	207
7 繰入金		528,631	△179	528,452
	1 一般会計繰入金	456,589	△179	456,410
9 諸収入		514	168	682
	2 雑収入	512	168	680
補正されなかった款項にかかると分		2,278,017		2,278,017
歳入合計		2,807,253	105	2,807,358

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,501	△179	76,322
	1 総務管理費	61,711	△179	61,532
4 諸支出金		105,107	284	105,391
	2 基金費	56,753	116	56,869
	3 繰出金	23,773	168	23,941
補正されなかった款項にかかると分		2,625,645		2,625,645
歳出合計		2,807,253	105	2,807,358

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 5 号）

1. 総括表

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
6 財産収入	91	116	207
7 繰入金	528,631	△179	528,452
9 諸収入	514	168	682
補正されなかった款項にかかる分	2,278,017		2,278,017
歳入合計	2,807,253	105	2,807,358

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
1 総務費	76,501	△179	76,322			△179
4 諸支出金	105,107	284	105,391		284	
補正されなかった款項にかかる分	2,625,645		2,625,645			
歳出合計	2,807,253	105	2,807,358		284	△179

1. 歳入

財産収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
6		財産収入	千円 91	千円 116	千円 207		千円	
	1	財産運用収入	91	116	207			
		1 利子及び配当金	91	116	207			
						1 利子及び配当金	116	介護保険事業基金預金利子
7		繰入金	528,631	△179	528,452			
	1	一般会計繰入金	456,589	△179	456,410			
		6 その他一般会計繰入金	76,354	△179	76,175			
						1 職員給与費等繰入金	△179	68,681-68,860
9		諸収入	514	168	682			
	2	雑収入	512	168	680			
		3 雑収入	510	168	678			
						1 雑収入	168	橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金
		歳入合計	2,807,253	105	2,807,358			

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 員

(1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		超 勤 手 当	地 域 手 当
補正後	人 11	千円 14,333	千円 15,377	千円 14,379	千円 44,089	千円 8,900	千円 52,989			
補正前	11	14,333	15,377	14,558	44,268	8,900	53,168			
比較				△ 179	△ 179		△ 179			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円 520	千円 11,377	千円 669	千円 294	千円 294	千円 1,249	千円	千円	
補正前		626	11,377	672	294		1,249			
比較		△ 106		△ 3						
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円 270	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前		340							14,379	
比較		△ 70							14,558	
									△ 179	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 179	清算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,070
補正前	6,114

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	報 酬	給 料	職 員 手 当		
補正後	人 4	千円	千円 15,377	千円 8,901	千円	千円 24,278	千円 5,299	千円 29,577	
補正前	4		15,377	9,080	24,457	5,299	29,756		
比較				△ 179	△ 179		△ 179		
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	520	6,323	245	294	294	1,249			
比較	626	6,323	248	294		1,249			
	△ 106		△ 3						
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	270							8,901	
比較	340							9,080	
	△ 70							△ 179	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 179	清算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,070
補正前	6,114

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	費	手 当			手 当	手 当
補正後	人 7	千円 14,333	千円	千円 5,478	千円 19,811	千円 3,601	千円 23,412	千円 23,412	千円		
補正前	7	14,333		5,478	19,811	3,601	23,412				
比較											
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前		5,054	424							
	比較		5,054	424							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計	
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	5,478	
補正前										5,478	
比較										5,478	

議案第 54 号

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ10千円を減額し、歳入歳出それぞれ91,540千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

花園野外活動総合施設使用料及び補助金の決定に伴う減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		451	△213	238
	1 使用料	451	△213	238
2 県支出金		880	△509	371
	1 県補助金	880	△509	371
3 繰入金		89,790	782	90,572
	1 一般会計繰入金	89,790	782	90,572
5 諸収入		417	△70	347
	1 雑入	417	△70	347
補正されなかつた款項にかかると分		12		12
歳入合計		91,550	△10	91,540

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		20,709	△10	20,699
	1 事業費	20,709	△10	20,699
補正されなかつた款項にかかると分		70,841		70,841
歳出合計		91,550	△10	91,540

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	451	△213	238
2 県支出金	880	△509	371
3 繰入金	89,790	782	90,572
5 諸収入	417	△70	347
補正されなかった款項にかかる分	12		12
歳入合計	91,550	△10	91,540

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他
1 事業費	20,709	△10	20,699			△10
補正されなかった款項にかかる分	70,841		70,841			
歳出合計	91,550	△10	91,540			△10

1. 歳入

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		使用料及び手数料	千円 451	千円 △213	千円 238		千円	
1		使用料	451	△213	238			
	1	花園野外活動総合施設使用料	451	△213	238			
						1 新子ふるさと村 使用料	△213	172-385
2		県支出金	880	△509	371			
1		県補助金	880	△509	371			
	1	振興局地域づくり支援事業補助金	880	△509	371			
						1 振興局地域づくり 支援事業補助 金	△509	371-880
3		繰入金	89,790	782	90,572			
1		一般会計繰入金	89,790	782	90,572			
	1	一般会計繰入金	89,790	782	90,572			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	2 花園野外活動総合施設運営費繰入金	千円 782	一般会計繰入金 4, 1 6 2 - 3, 3 8 0 千円
5		諸収入	417	△70	347			
	1	雑収入	417	△70	347			
		1 雑収入	417	△70	347	1 雑入	△70	イベント参加料 消費税還付金 △69 △1
		歳入合計	91, 550	△10	91, 540			

2. 歳出

事業費

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源				区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
1		事業費	千円 20,709	千円 △10	千円 20,699			千円 △10			千円	
	1	事業費	20,709	△10	20,699			△10				
		2 花園野外活動総合施設運営費	4,453	△10	4,443			△10				
									11 役員費		△10	郵送料
		歳出合計	91,550	△10	91,540			△10				

議案第 55 号

令和6年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

第2条 令和6年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	285,957	△1,867	284,090
第1項 営業収益	244,330	△1,856	242,474
第2項 営業外収益	39,237	195	39,432
第3項 附帯事業収益	2,369	△206	2,163

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	300,928	△8,419	292,509
第1項 営業費用	277,603	△8,419	269,184

（2） 簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	114,834	2,965	117,799
第1項 営業収益	54,241	348	54,589
第2項 営業外収益	60,592	2,617	63,209

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	122,126	△619	121,507
第1項 営業費用	114,149	△619	113,530

（3） 花園梁瀬簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	4,430	△210	4,220
第1項 営業収益	3,214	△210	3,004

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「148,696千円」を「136,761千円」に、過年度分損益勘定留保資金「91,167千円」を「82,620千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「30,529千円」を「27,141千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部
収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	175,273	△15,762	159,511
第2項 補償金	1,000	△1,000	0
第5項 他会計繰入金	2,173	△862	1,311
第6項 出資金	52,600	△4,300	48,300
第7項 企業債	119,500	△9,600	109,900

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	305,637	△24,885	280,752
第1項 建設改良費	269,293	△24,885	244,408

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	79,094	△9,600	69,494
第7項 企業債	59,000	△9,600	49,400

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	96,725	△12,412	84,313
第1項 建設改良費	66,560	△12,412	54,148

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管布設事業	35,500	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は、低利に借り換えることができる。	31,400	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
施設整備事業	143,000	〃	〃	〃	127,900	〃	〃	〃

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

建設改良費の減額等を予算措置いたしたい。

令和 6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	285,957	114,834	4,430	△ 1,867	2,965	△ 210
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	175,273	79,094	852	△ 15,762	9,600	0
収 入 合 計	461,230	193,928	5,282	△ 17,629	6,635	△ 210
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	300,928	122,126	6,567	△ 8,419	619	0
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	305,637	96,725	1,553	△ 24,885	12,412	0
支 出 合 計	606,565	218,851	8,120	△ 33,304	13,031	0
収 支 差 引	△ 145,335	△ 24,923	△ 2,838	15,675	6,396	△ 210
						△ 151,235

令和6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第5号)
(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入) (単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収 益 的 収 入)				
1 水道事業収益	285,957	△ 1,867		284,090
(資 本 的 収 入)				
1 資本的収入	175,273	△ 15,762		159,511
収 入 合 計	461,230	△ 17,629		443,601

1. 総括 (支出) (単位:千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(収 益 的 支 出)							
1 水道事業費用	300,928	△ 8,419	292,509			△ 8,419	
(資 本 的 支 出)							
1 資本的支出	305,637	△ 24,885	280,752		△ 6,162	△ 9,123	
支 出 合 計	606,565	△ 33,304	573,261		△ 6,162	△ 17,542	

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 285,957	千円 1,867	千円 284,090		千円	
	営業収益	244,330	1,856	242,474			
	1 給水収益	241,840	987	240,853			
					1 水道料金	987	水道料金
	3 その他の営業収益	2,270	869	1,401			
					1 材料売却収益	869	給水装置材料
2	営業外収益	39,237	195	39,432			
	1 受取利息及び配当金	208	195	403			
					1 預金利息	195	預金利息
3	附帯事業収益	2,369	206	2,163			
	1 飲料水供給施設事業収益	2,369	206	2,163			
					1 水道料金	206	水道料金
	収入合計	285,957	1,867	284,090			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	水道事業費用	300,928 △	8,419	292,509			△ 8,419				
1	営業費用	277,603 △	8,419	269,184			△ 8,419				
	1 原水浄水費	51,144 △	7,344	43,800			△ 7,344				
								20 動力費 △	7,344		揚水電気料
	4 総係費	64,356 △	379	63,977			△ 379				
								1 給料 △	303		職員給
								2 手当 △	70		通勤手当
								6 法定福利費 △	6		職員公務災害負担金
	5 減価償却費	114,389 △	696	113,693			△ 696				
								1 有形固定資産減価償却費	696		構築物減価償却 △ 310 機械及び装置減価償却 △ 386
	支出合計	300,928 △	8,419	292,509			△ 8,419				

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 175,273 △	千円 15,762	千円 159,511		千円	
	補償金	1,000 △	1,000	0			
2	1 補償金	1,000 △	1,000 △	0			
5	他会計繰入金	2,173 △	862	1,311			
	2 他会計負担金	2,173 △	862	1,311			
6	出資金	52,600 △	4,300	48,300			
	1 出資金	52,600 △	4,300	48,300			
7	企業債	119,500 △	9,600	109,900			
	1 建設改良のための企業債	119,500 △	9,600	109,900			
					1 建設改良のための企業債	△ 9,600	妙寺配水池更新事業
	収入合計	175,273 △	15,762 △	159,511			

令和6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第5号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	114,834	2,965		117,799
(資本的収入)				
1 資本的収入	79,094	△ 9,600		69,494
収入合計	193,928	△ 6,635		187,293

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	122,126	△ 619	121,507			△ 619	
(資本的支出)							
1 資本的支出	96,725	△ 12,412	84,313		△ 9,600	△ 2,812	
支出合計	218,851	△ 13,031	205,820		△ 9,600	△ 3,431	

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 114,834	千円 2,965	千円 117,799		千円	
	1 営業収益	54,241	348	54,589			
	1 給水収益	53,727	348	54,075			
2	営業外収益	60,592	2,617	63,209	1 水道料金	348	水道料金
	8 雑収益	30	2,617	2,647	2 その他の雑収益	2,617	水道施設罹災による建物共済金等
	収入合計	114,834	2,965	117,799			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1	水道事業費用	千円 122,126	千円 619	千円 121,507	千円 △	千円 619	千円 △	千円 619		千円	
	1 営業費用	114,149	619	113,530	△	619	△	619			
	5 減価償却費	62,825	619	62,206					1 有形固定資産減価償却費	619	381 機械及び装置減価償却△ 1,000
	支出合計	122,126	619	121,507	△			619			

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 79,094	千円 9,600	千円 69,494			
	企業債	59,000	9,600	49,400			
7	1 建設改良のため の企業債	59,000	9,600	49,400			
					1 建設改良 のための 企業債	△ 9,600	天野簡易水道拡張事業 浜田高所配水管新設事業 ろ過設備等更新事業 取水・送水ポンプ更新事業 電気計装設備等更新事業
							△ 100 △ 4,300 △ 2,500 △ 1,400 △ 1,300
	収入合計	79,094	9,600	69,494			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					特定財源					区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他					
1	資本的支出	千円 96,725	千円 12,412	千円 84,313	千円 △	千円 9,600	千円 △	千円 2,812			千円	
1	建設改良費	66,560	12,412	54,148	△	9,600	△	2,812				
	2 新設拡張費	25,000	4,408	20,592	△	4,400	△	8				
									16 委託料	△	111	天野簡易水道配水管新設設計業務委託料
									23 工事請負費	△	4,297	洪田高所配水管新設工事
	3 改良更新費	41,500	8,004	33,496	△	5,200	△	2,804				
									16 委託料	△	915	老朽管布設替設計業務委託料
									23 工事請負費	△	7,089	教良寺簡易水道配水管布設替工事 △ 1,073
												広口簡易水道配水管布設替工事 △ 902
												ろ過設備等更新工事 △ 2,773
												取水・送水ポンプ更新工事 △ 1,301
												電気計装設備等更新工事 △ 1,040
	支出合計	96,725	12,412	84,313	△	9,600	△	2,812				

令和6年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第5号)

(花園梁瀬簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	4,430	△ 210		4,220
(資本的収入)				
1 資本的収入	852	0		852
収入合計	5,282	△ 210		5,072

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 水道事業費用	6,567	0	6,567				
(資本的支出)							
1 資本的支出	1,553	0	1,553				
支出合計	8,120	0	8,120				

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 4,430 △	千円 210	千円 4,220		千円	
	営業収益	3,214 △	210	3,004			
	1 給水収益	3,206 △	210	2,996			
					1 水道料金 △	210	水道料金
	収入合計	4,430 △	210	4,220			

給 与 費 明 細 書

(水道事業)
(単位：千円)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 料 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	手 当	計		
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	17,397	44,835	9,823	54,658
資本勘定支弁職員							
合 計	14	6 (0)	215	17,397	44,835	9,823	54,658
損益勘定支弁職員	14	7 (0)	215	17,467	45,208	9,829	55,037
資本勘定支弁職員							
合 計	14	7 (0)	215	17,467	45,208	9,829	55,037
損益勘定支弁職員		△1		△70	△373	△6	△379
資本勘定支弁職員							
合 計		△1		△70	△373	△6	△379

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	補正後	558	11,610	212		4,064	14		
	補正前	558	11,610	282		4,064	14		
	比 較			△70					
	区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当
	補正後	12	707	220	220				17,397
	補正前	12	707	220	220				17,467
	比 較								△70
	区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千 円)							
	補正後	7,437							
	補正前	6,428							

※ () 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員	14	5 (0)	215	24,864	16,450	9,244	50,773
資本勘定支弁職員							
合 計	14	5 (0)	215	24,864	16,450	9,244	50,773
損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	25,167	16,520	9,250	51,152
資本勘定支弁職員							
合 計	14	6 (0)	215	25,167	16,520	9,250	51,152
損益勘定支弁職員		△1		△303	△70	△6	△379
資本勘定支弁職員							
合 計		△1		△303	△70	△6	△379

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	558	10,711	164		4,064	14		
補正前	558	10,711	234		4,064	14		
比 較			△70					
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 連 絡 手 当
補正後	12	707	220	220				16,450
補正前	12	707	220	220				16,520
比 較								△70
区 分	一 人 当 た り 給 与 費 (千 円)							
補正後	8,263							
補正前	6,948							

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,359	947	579	3,885
資本勘定支弁職員							
合 計		1 (0)		2,359	947	579	3,885
損益勘定支弁職員		1 (0)		2,359	947	579	3,885
資本勘定支弁職員							
合 計		1 (0)		2,359	947	579	3,885
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計							

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	手 当 の 内 訳
補正後		899	48						
補正前		899	48						
比 較									
区 分	徴 収 手 当	緊 急 連 絡 手 当	緊 急 出 発 手 当	緊 急 出 発 手 当	緊 急 出 発 手 当	緊 急 出 発 手 当	緊 急 出 発 手 当	緊 急 出 発 手 当	合 計
補正後				児 童 手 当					947
補正前									947
比 較									
一人当たり給与費 (千円)									
区 分									
補正後	3,306								
補正前	3,306								

議案第 56 号

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

第2条 令和6年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	461,178	△3,196	457,982
第1項	営業収益	138,819	10,495	149,314
第2項	営業外収益	322,358	△13,691	308,667
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	486,930	2,031	488,961
第1項	営業費用	423,849	1,885	425,734
第2項	営業外費用	62,831	146	62,977

第3条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「125,916千円」を「111,375千円」に、当年度分損益勘定留保資金「122,175千円」を「109,291千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「3,741千円」を「2,084千円」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	175,372	△4,700	170,672
第5項	企業債	129,300	△4,700	124,600
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	301,288	△19,241	282,047
第1項	建設改良費	42,174	△19,241	22,933

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	11,000	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	14,700	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
流域下水道事業	14,500	”	”	”	6,100	”	”	”

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

流域下水道維持管理負担金の増額及び公共下水道整備事業費の減額等を予算措置いたしたい。

令和6年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括 (収入) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 下水道事業収益	461,178	△ 3,196		457,982
(資本的収入)				
1 資本的収入	175,372	△ 4,700		170,672
収入合計	636,550	△ 7,896		628,654

1. 総括 (支出) (単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(収益的支出)							
1 下水道事業費用	486,930	2,031	488,961		△ 11,703	13,734	
(資本的支出)							
1 資本的支出	301,288	△ 19,241	282,047		△ 4,700	△ 14,541	
支出合計	788,218	△ 17,210	771,008		△ 11,703	△ 807	

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	下水道事業収益	千円 461,178 △	千円 3,196	千円 457,982		千円	
	営業収益	138,819	10,495	149,314			
1	1 下水道使用料	108,372	13,887	122,259			
					1 下水道使用料	13,887	下水道使用料
2	2 雨水処理負担金	30,381 △	3,392	26,989			
					1 雨水処理負担金	△ 3,392	雨水処理負担金
2	営業外収益	322,358 △	13,691	308,667			
	2 他会計補助金	170,907 △	8,311	162,596			
					1 一般会計補助金	△ 8,311	一般会計繰入金
	3 補助金	1,275 △	675	600			
					2 県補助金	△ 675	下水道等水洗化促進補助金
	4 長期前受金戻入	149,813 △	4,588	145,225			
					1 長期前受金戻入	△ 4,588	受贈財産評価額長期前受金戻入 国庫補助金長期前受金戻入 県補助金長期前受金戻入 他会計補助金長期前受金戻入 分担金及び負担金長期前受金戻入
	6 消費税及び地方消費税還付金	128 △	128	0			
					1 消費税及び地方消費税還付金	△ 128	消費税及び地方消費税還付金

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
					国県支出金	特 定 財 源	一般財源				区 分	金 額
							地方債	その他				
1	下水道事業 費用	千円 486,930	千円 2,031	千円 488,961	千円 △	千円 11,703	千円 13,734			千円		
		千円 423,849	千円 1,885	千円 425,734	千円 △	千円 11,703	千円 13,588					
1	1 管渠費	千円 27,803	千円 4,382	千円 23,421	千円 △	千円 5,226	千円 844					
								13 燃料費	△	70	燃料費 (汚水) △ 50 燃料費 (雨水) △ 20	
								15 通信運搬費	△	19	マンホールポンプ通信料	
								16 委託料	△	911	下水道水質検査業務委託 △ 477 排水ポンプ設置業務委託 (雨水) △ 434	
								19 修繕費	△	1,842	修繕費 (汚水) △ 442 修繕費 (雨水) △ 1,400	
								23 工事請負費	△	1,500	幹線管渠浚渫工事 (雨水)	
								91 光熱水費	△	40	電気料金 (雨水)	
2	2 総係費	千円 36,714	千円 267	千円 36,447	千円 △	千円 8,057	千円 7,790					
								13 燃料費	△	16	燃料費	
								19 修繕費	△	32	修繕費	
								24 研修費	△	138	研修費	
								29 会費負担金	△	52	日本下水道協会関西地方支部会費 △ 12 全国町村下水道推進協議会和歌山県支部会費 △ 30	
								30 保険料	△	18	全国町村下水道推進協議会和歌山県支部総会参加費 △ 10 自賠責保険料	
								31 公課費	△	11	公課費	
3	3 流域下水道	千円 84,498	千円 9,436	千円 93,934			千円 9,436					

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 175,372 △	千円 4,700	千円 170,672		千円	
	企業債	129,300 △	4,700 △	124,600			
	1 建設改良費等 企業債	129,300 △	4,700 △	124,600	1 下水道事業債		公共下水道事業 (汚水) 流域下水道負担金
							3,700 △ 8,400
	収入合計	175,372 △	4,700 △	170,672			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明	
					特 定 財 源				一般財源	区 分			金 額
					国県支出金	地方債	その他	千円					
1	資本的支出	千円 301,288	千円 19,241	千円 282,047	千円 △	千円 4,700	千円 △	千円 14,541		千円		千円	
1	建設改良費	42,174	19,241	22,933	△	4,700	△	14,541					
	1 公共下水道整備事業費	25,826	9,462	16,364		3,700	△	13,162					
									12 備用品費	△	157	備用品費	
									16 委託料	△	691	下水道施設点検調査業務委託	
									23 工事請負費	△	7,614	管渠布設工事 (汚水)	
									25 補償費	△	1,000	補償費	
	2 流域下水道事業負担金	16,348	9,779	6,569	△	8,400	△	1,379					
									95 負担金	△	9,779	紀ノ川流域下水道 (伊都処理区) 建設負担金	
	支出合計	301,288	19,241	282,047	△	4,700	△	14,541					

令和7年度かつらぎ町一般会計予算

令和7年度かつらぎ町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,218,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		1,986,328
	1 町 民 税	698,573
	2 固定資産税	975,904
	3 軽自動車税	85,909
	4 町たばこ税	118,176
	5 都市計画税	98,022
	6 入 湯 税	9,744
2 地方譲与税		146,332
	1 地方揮発油譲与税	24,400
	2 自動車重量譲与税	78,500
	3 森林環境譲与税	43,432
3 利子割交付金		900
	1 利子割交付金	900
4 配当割交付金		14,900
	1 配当割交付金	14,900
5 株式等譲渡所得割交付金		17,200
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,200

(単位：千円)

款	項	金	額
6 法人事業税交付金			25,272
	1 法人事業税交付金		25,272
7 地方消費税交付金			399,400
	1 地方消費税交付金		399,400
8 ゴルフ場利用税交付金			9,858
	1 ゴルフ場利用税交付金		9,858
9 環境性能割交付金			17,259
	1 環境性能割交付金		17,259
10 地方特例交付金			10,000
	1 地方特例交付金		10,000
11 地方交付税			4,368,000
	1 地方交付税		4,368,000
12 交通安全対策特別交付金			2,500
	1 交通安全対策特別交付金		2,500
13 分担金及び負担金			17,377
	1 分担金		10,897
	2 負担金		6,480

(単位：千円)

款	項	金	額
1 4 使用料及び手数料			146, 229
	1 使用料		111, 587
	2 手数料		34, 642
1 5 国庫支出金			1, 346, 692
	1 国庫負担金		681, 541
	2 国庫補助金		640, 160
	3 国庫委託金		24, 991
1 6 県支出金			736, 558
	1 県負担金		400, 778
	2 県補助金		296, 243
	3 県委託金		39, 537
1 7 財産収入			205, 580
	1 財産売払収入		186, 062
	2 財産運用収入		19, 518
1 8 寄附金			395, 908
	1 寄附金		395, 908
1 9 繰入金			800, 754

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	800,751
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		160,353
	1 延滞金加算金及び過料	1,583
	2 町預金利子	527
	3 貸付金元利収入	770
	4 受託事業収入	5,645
	5 雑入	151,828
22 町債		1,310,600
	1 町債	1,310,600
	歳入合計	12,218,000

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		97,905

(単位：千円)

款	項	金額
	1 議会費	97,905
2 総務費		1,638,273
	1 総務管理費	1,364,851
	2 徴税費	140,974
	3 戸籍住民基本台帳費	89,178
	4 選挙費	25,474
	5 統計調査費	17,401
	6 監査委員費	395
3 民生費		3,291,762
	1 社会福祉費	2,083,460
	2 児童福祉費	1,197,372
	3 災害救助費	10,930
4 衛生費		1,135,812
	1 保健衛生費	709,600
	2 清掃費	426,212
6 農林水産業費		420,781
	1 農業費	335,847

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	84,934
7 商工費		170,754
	1 商工費	101,585
	2 観光事業振興費	69,169
8 土木費		1,333,874
	1 土木管理費	38,021
	2 道路橋梁費	278,461
	3 河川費	64,323
	4 都市計画費	325,824
	5 住宅費	627,245
9 消防費		518,083
	1 消防費	518,083
10 教育費		1,502,588
	1 教育総務費	392,179
	2 小学校費	438,592
	3 中学校費	231,866
	4 幼稚園費	23,569

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社会教育費	297,988
	6 保健体育費	118,394
1 1 災害復旧費		164,274
	1 農林業施設災害復旧費	29,600
	2 公共土木施設災害復旧費	134,674
1 2 公債費		1,446,311
	1 公債費	1,446,311
1 3 諸支出金		467,321
	1 基金費	467,321
1 4 予備費		30,262
	1 予備費	30,262
歳出	合計	12,218,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生活営農資金利子補給金 (小規模な第2種兼業農家等の農業経営の維持、発展に必要な資金を融通するための利子補給金)	令和7年度 } 令和13年度	融資総額5,000千円として 年0.25%で計算した額
中山間地域直接支払交付金	令和7年度 } 令和11年度	263,265千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域交流センター長寿 命化事業	千円 3,100	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内（た だし、利率見直 し方式で借り入 れる場合は、利 率見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率）	政府資金銀行その他 より融通を受ける場合 は、融通先の融通条件 による。ただし、町財政 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは、低利に借 り換えることができる。
こども園底整備事業	12,600	〃	〃	〃
子ども医療費	23,800	〃	〃	〃
こども園体育館空調整 備事業	34,300	〃	〃	〃
こども園長寿命化事業	4,600	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事 業	102,300	〃	〃	〃
合併処理浄化槽設置補 助金	2,900	〃	〃	〃
高齢者肺炎球菌ワクチ ン接種事業	700	〃	〃	〃
斎場改修事業	51,800	〃	〃	〃
一般会計出資債(水道 事業)	78,900	〃	〃	〃
農業共済加入促進事業 補助金	2,500	〃	〃	〃
ため池改修事業	100	〃	〃	〃
小規模土地改良事業	3,300	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付 金事業(道路改良)	3,300	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
妙寺駅前広場駐車場整備事業	14,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
橋梁点検事業	12,900	〃	〃	〃
下水道事業会計繰出金	4,600	〃	〃	〃
かつらぎ西部公園整備事業	7,100	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業（道路改良）	73,800	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業（急傾斜地崩壊対策）	900	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業（花園梁瀬地内急傾斜地崩壊対策）	21,600	〃	〃	〃
河川浚渫事業	9,600	〃	〃	〃
公共施設等適正管理推進事業（道路改良）	23,800	〃	〃	〃
公共事業等債（急傾斜地崩壊対策）	7,000	〃	〃	〃
公営住宅等ストック総合改善事業	7,500	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
妙寺団地建替事業	274,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
消防施設整備	21,600	〃	〃	〃
スクールバス運行委託料	25,300	〃	〃	〃
スクールバス購入	6,900	〃	〃	〃
学校講師報酬	1,000	〃	〃	〃
文化財拠点施設整備事業	6,500	〃	〃	〃
三谷公民館整備事業	37,800	〃	〃	〃
小学校体育館空調整備事業	166,700	〃	〃	〃
中学校体育館空調整備事業	117,000	〃	〃	〃
かつらぎ体育センター空調整備事業	58,700	〃	〃	〃
小学校空調改修事業	34,800	〃	〃	〃
かつらぎ公園町民プール改修事業	1,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	51,500	〃	〃	〃

議案第 58 号

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,665千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、10,000千円と定める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			4,513
	1 使用料		4,513
2 繰入金			52,308
	1 一般会計繰入金		52,308
3 諸収入			13,543
	1 雑入		13,543
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 町債			108,300
	1 町債		108,300
歳入	合計		178,665

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			158,598
	1 総務管理費		158,598
2 事業費			16,887

(単位：千円)

款	項	金額
	1 事業費	16,887
3 公債費		3,080
	1 公債費	3,080
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	178,665

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合文化会館改修事業	千円 108,300	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

議案第 59 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,299,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		393,303
	1 国民健康保険税	393,303
2 使用料及び手数料		162
	1 手数料	162
3 県支出金		1,674,272
	1 県負担金・補助金	1,671,111
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 財政対策補助金	3,160
4 財産収入		329
	1 財産収入	329
5 繰入金		222,702
	1 他会計繰入金	182,702
	2 基金繰入金	40,000
6 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
7 諸収入		6,786
	1 延滞金加算金及び過料	3,065

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑入	3,721
歳入	合計	2,299,554

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,937
	1 総務管理費	32,565
	2 徴税費	2,209
	3 運営協議会費	163
2 保険給付費		1,652,791
	1 療養諸費	1,428,990
	2 高額療養費	216,600
	3 葬祭諸費	1,200
	4 出産育児諸費	6,000
	5 移送費	1
3 国民健康保険事業費納付金		573,983
	1 医療給付費分	411,444

(単位：千円)

款	項	金額
	2 後期高齢者支援金等分	121,679
	3 介護納付金分	40,860
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		22,816
	1 保健事業費	6,701
	2 特定健康診査等事業費	16,115
6 諸支出金		14,026
	1 償還金及び還付加算金	2,601
	2 延滞金	1
	3 繰出金	9,395
	4 貸付金	700
	5 基金費	1,329
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	2,299,554

議案第 60 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,000千円と定める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		145
	1 外来収入	145
2 繰入金		9,394
	1 事業勘定繰入金	9,394
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入	合計	9,639

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,419
	1 施設管理費	9,419
2 医療費		120
	1 医療費	120
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	9,639

議案第 61 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650,732千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、50,000千円と定める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		260,518
	1 後期高齢者医療保険料	260,518
2 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
3 繰入金		389,500
	1 一般会計繰入金	389,500
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		682
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	680
歳入	合計	650,732

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,409
	1 総務管理費	9,057

(単位：千円)

款	項	金額
	2 徴収費	1,352
2 後期高齢者医療広域連合納付金		639,171
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	639,171
3 諸支出金		152
	1 償還金及び還付加算金	151
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	650,732

議案第 62 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,698,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 介護保険料			420,288
	1 介護保険料		420,288
2 使用料及び手数料			21
	1 手数料		21
3 国庫支出金			683,480
	1 国庫負担金		429,632
	2 国庫補助金		253,848
4 支払基金交付金			680,608
	1 支払基金交付金		680,608
5 県支出金			393,495
	1 県負担金		371,925
	2 県補助金		21,570
6 財産収入			461
	1 財産運用収入		461
7 繰入金			518,811
	1 一般会計繰入金		451,881
	2 基金繰入金		66,930

(単位：千円)

款	項	金額
8 繰越金		10
	1 繰越金	10
9 諸収入		985
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	983
歳入	合計	2,698,159

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		82,933
	1 総務管理費	64,772
	2 徴収費	1,629
	3 運営協議会費	146
	4 介護認定審査会費	13,765
	5 介護保険事業計画作成費	2,621
2 保険給付費		2,466,828
	1 介護サービス等諸費	2,234,880

(単位：千円)

款	項	金額
	2 介護予防サービス等諸費	42,987
	3 その他諸費	1,760
	4 高額介護サービス給付費	67,300
	5 高額医療合算介護サービス費等	8,760
	6 特定入所者介護サービス費等	111,141
3 地域支援事業費		142,635
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	60,654
	2 一般介護予防事業費	2,821
	3 包括的支援事業・任意事業費	53,687
	4 包括的支援事業費（社会保障充実分）	25,223
	5 その他諸費	250
4 諸支出金		922
	1 償還金及び還付加算金	455
	2 基金費	466
	3 繰出金	1
5 予備費		4,841
	1 予備費	4,841
歳出	合計	2,698,159

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第10期介護保険事業計画作成委託料	令和7年度 } 令和8年度	4,620千円

議案第 63 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6,720 戸
(2) 年間総給水量	1,424,000 m ³
(3) 一日平均給水量	3,901 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管布設事業	125,500 千円
施設整備事業	406,596 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 上水道の部

収入

第1款 水道事業収益	283,851 千円
第1項 営業収益	241,821 千円
第2項 営業外収益	39,629 千円
第3項 附帯事業収益	2,380 千円
第4項 特別利益	21 千円

支出

第1款 水道事業費用	312,296 千円
第1項 営業費用	287,141 千円
第2項 営業外費用	16,970 千円
第3項 附帯事業費用	5,665 千円
第4項 特別損失	1,020 千円
第5項 予備費	1,500 千円

(2) 簡易水道の部

収入

第1款 水道事業収益	113,930 千円
第1項 営業収益	54,054 千円
第2項 営業外収益	59,875 千円
第4項 特別利益	1 千円

支 出		
第1款	水道事業費用	132,176 千円
第1項	営業費用	123,703 千円
第2項	営業外費用	7,573 千円
第4項	特別損失	400 千円
第5項	予備費	500 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入		
第1款	水道事業収益	4,305 千円
第1項	営業収益	3,101 千円
第2項	営業外収益	1,203 千円
第4項	特別利益	1 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	6,444 千円
第1項	営業費用	5,978 千円
第2項	営業外費用	364 千円
第4項	特別損失	2 千円
第5項	予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,913千円は、過年度分損益勘定留保資金157,480千円、建設改良積立金取崩額10,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,433千円で補填するものとする。）。

(1) 上水道の部

収 入		
第1款	資本的収入	265,898 千円
第2項	補償費	6,363 千円
第5項	他会計繰入金	1,335 千円
第6項	出資金	78,900 千円
第7項	企業債	179,300 千円
支 出		
第1款	資本的支出	462,837 千円
第1項	建設改良費	422,234 千円
第2項	企業債償還金	40,603 千円

(2) 簡易水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	125,880 千円
第3項 国庫支出金	32,000 千円
第5項 他会計繰入金	11,784 千円
第6項 出資金	7,096 千円
第7項 企業債	75,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	144,152 千円
第1項 建設改良費	110,564 千円
第2項 企業債償還金	33,588 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	852 千円
第6項 出資金	852 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,554 千円
第1項 建設改良費	4 千円
第2項 企業債償還金	1,550 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管布設事業	千円 62,500	証書借入	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
施設整備事業	191,800	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 55,196 千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債償還及び減価償却費等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,004千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,299千円と定める。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算実施計画

(1) 上水道の部
収益的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業収益		283,851	
	1	営業収益	241,821	
		1 給水収益	239,208	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	2,393	
	2	営業外収益	39,629	
		1 受取利息及び配当金	754	
		2 分担金	6,437	
		3 繰入金	534	
		4 補助金	50	
		5 長期前受金戻入	31,577	
		8 雑収益	277	
	3	附帯事業収益	2,380	
		1 飲料水供給施設事業収益	2,380	
	4	特別利益	21	
		1 固定資産売却益	20	
		2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業費用		312,296	
	1	営業費用	287,141	
		1 原水浄水費	50,652	
		2 配水給水費	50,000	
		3 受託工事費	530	
		4 総係費	76,780	
		5 減価償却費	107,679	
		6 資産減耗費	600	
		7 その他営業費用	900	
	2	営業外費用	16,970	
		1 支払利息	6,940	
		2 消費税	10,000	
		3 雑支出	30	
	3	附帯事業費用	5,665	

		1 飲料水供給施設事業費用	5,665	
	4 特別損失		1,020	
		1 固定資産売却損	20	
		4 過年度損益修正損	1,000	
	5 予備費		1,500	
		1 予備費	1,500	

資本的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			265,898	
	2 補償金		6,363	
		1 補償金	6,363	
	5 他会計繰入金		1,335	
		2 他会計負担金	1,335	
	6 出資金		78,900	
		1 出資金	78,900	
	7 企業債		179,300	
		1 建設改良のための企業債	179,300	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			462,837	
	1 建設改良費		422,234	
		3 改良更新費	421,596	
		4 固定資産購入費	638	
	2 企業債償還金		40,603	
		1 企業債償還金	40,603	

(2) 簡易水道の部
収益的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			113,930	
	1 営業収益		54,054	
		1 給水収益	53,522	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	312	

	2 営業外収益		59,875	
		1 受取利息及び配当金	41	
		2 分担金	4,204	
		3 繰入金	11,986	
		5 長期前受金戻入	43,644	
	4 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 水道事業費用			132,176		
	1 営業費用			123,703	
		1 原水浄水費		26,925	
		2 配水給水費		21,757	
		3 受託工事費		312	
		4 総係費		12,641	
		5 減価償却費		61,808	
		6 資産減耗費		210	
		7 その他営業費用		50	
	2 営業外費用			7,573	
		1 支払利息		5,553	
		2 消費税		2,000	
		3 雑支出		20	
	4 特別損失			400	
		4 過年度損益修正損		400	
5 予備費			500		
	1 予備費		500		

資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			125,880	
	3 国庫支出金		32,000	
		1 国庫補助金		32,000
	5 他会計繰入金		11,784	
		2 他会計負担金		11,784
	6 出資金		7,096	
		1 出資金		7,096
	7 企業債		75,000	
1 建設改良のための企業債			75,000	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 資本的支出			144,152		
	1 建設改良費		110,564		
		2 新設拡張費		80,000	
		3 改良更新費		30,500	
		4 固定資産購入費		64	
	2 企業債償還金		33,588		
1 企業債償還金			33,588		

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 水道事業収益			4,305		
	1 営業収益		3,101		
		1 給水収益		3,094	
		3 その他の営業収益		7	
	2 営業外収益		1,203		
		3 繰入金		90	
		5 長期前受金戻入		1,112	
		8 雑収益		1	
	4 特別利益		1		
2 過年度損益修正益			1		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 水道事業費用			6,444		
	1 営業費用		5,978		
		1 原水浄水費		1,191	
		2 配水給水費		1,120	
		4 総係費		631	
		5 減価償却費		3,035	
		6 資産減耗費		1	
	2 営業外費用		364		
		1 支払利息		163	
		2 消費税		200	
		3 雑支出		1	
	4 特別損失		2		

		4 過年度損益修正損	2	
	5 予備費		100	
		1 予備費	100	

資本的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			852	
	6 出資金		852	
		1 出資金	852	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			1,554	
	1 建設改良費		4	
		4 固定資産購入費	4	
	2 企業債償還金		1,550	
		1 企業債償還金	1,550	

令和7年度 かつらぎ町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は損失)	△47,579
減価償却費	172,522
固定資産除却費	700
固定資産売却損	20
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額 (△)	0
賞与引当金の増加・減少額 (△)	113
法定福利費引当金の増加・減少額 (△)	6
修繕引当金の増加・減少額 (△)	0
貸倒引当金の増加・減少額 (△)	248
長期前受金戻入額	△76,333
未収金の増加 (△)・減少額	△32,115
未払金の増加・減少額 (△)	4
前受金の増加・減少額 (△)	0
前払金の増加 (△)・減少額	0
たな卸資産の増加 (△)・減少額	△5,782
受取利息及び配当金	△795
支払利息及び企業債取扱諸費	12,656
その他流動資産の増加 (△)・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額 (△)	0
固定資産売却益 (△) 投資活動へ	△20
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,645
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
補助金、負担金等による収入	46,802
固定資産の売却による収入	20
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	795
固定資産の取得による支出	△517,612
資産及び負債の増減 (投資活動)	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△469,995
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	270,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△75,741
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	86,848
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△12,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,951
資金増減額	△177,399
資金期首残高	846,169
資金期末残高	668,770

令和6年度 かつらぎ町水道事業予定損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
(1)	給水収益	270,839,224		
(2)	受託工事収益	0		
(3)	その他営業収益	1,619,165	272,458,389	
2	営業費用			
(1)	原水浄水費	57,108,173		
(2)	配水給水費	38,735,724		
(3)	受託工事費	0		
(4)	総係費	71,801,933		
(5)	減価償却費	178,988,116		
(6)	資産減耗費	911,150		
(7)	その他の営業費用	75,520	347,620,616	
	営業損失			75,162,227
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	426,212		
(2)	分担金	8,943,182		
(3)	繰入金	12,170,858		
(4)	補助金	50,000		
(5)	長期前受金戻入	77,415,317		
(6)	雑収益	2,627,328	101,632,897	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	10,383,470		
(2)	雑支出	35,432	10,418,902	
5	附帯事業収益			
(1)	飲料水供給施設事業収益	1,956,386	1,956,386	
6	附帯事業費用			
(1)	飲料水供給施設事業費用	3,348,962	3,348,962	89,821,419
	経常利益			14,659,192
7	特別利益			
(1)	固定資産売却益	0		
(2)	過年度損益修正益	0		
(3)	長期前受金戻入益	0		
(4)	その他の特別利益	0	0	
8	特別損失			
(1)	固定資産売却損	0		
(2)	災害による損失	0		
(3)	過年度損益修正損	59,192		
(4)	その他の特別損失	0	59,192	△59,192
	当年度純利益			14,600,000
	前年度繰越利益剰余金			61,606,642
	その他未処分利益剰余金変動額			27,000,000
	当年度未処分利益剰余金			103,206,642

令和6年度 かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832	
ロ 建物	380,473,177		
減価償却累計額	<u>△185,888,700</u>	194,584,477	
ハ 構築物	6,412,853,096		
減価償却累計額	<u>△3,391,286,663</u>	3,021,566,433	
ニ 機械及び装置	1,408,426,585		
減価償却累計額	<u>△1,020,999,342</u>	387,427,243	
ホ 車両及び運搬具	20,178,144		
減価償却累計額	<u>△7,393,537</u>	12,784,607	
ヘ 工具器具及び備品	33,591,505		
減価償却累計額	<u>△19,643,323</u>	13,948,182	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		<u>360,134,400</u>	
有形固定資産合計			4,341,533,174

(2) 無形固定資産

イ リース資産		0	
ロ ソフトウェア		<u>1,083,200</u>	
無形固定資産合計			<u>1,083,200</u>
固定資産合計			4,342,616,374

2 流動資産

(1) 現金預金		873,747,275	
(2) 未収金	46,646,429		
貸倒引当金	<u>△2,829,484</u>	43,816,945	
(3) 貯蔵品		11,786,194	
(4) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>929,350,414</u>
資 産 合 計			<u><u>5,271,966,788</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 修繕引当金	9,610,336		
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>		
引当金合計		9,610,336	
(2) 企業債		1,081,198,243	
(3) リース債務		<u>0</u>	
固定負債合計			1,090,808,579

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債		70,259,269	
(3) リース債務			0
(4) 未払金		18,270,914	
(5) 前受金		300,000	
(6) 引当金		7,480,000	
流動負債合計			<u>96,310,183</u>

5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	2,009,188,343		
収益化累計額	<u>△1,062,193,540</u>	946,994,803	
ロ 工事負担金	957,706,447		
収益化累計額	<u>△638,484,214</u>	319,222,233	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△40,347,617</u>	21,742,151	
ニ 国庫補助金	235,153,681		
収益化累計額	<u>△160,864,572</u>	74,289,109	
ホ 県補助金	132,010,123		
収益化累計額	<u>△108,515,615</u>	23,494,508	
ヘ 他会計補助金	167,996,069		
収益化累計額	<u>△75,246,351</u>	92,749,718	
ト 企業債元金償還繰入金	157,242,147		
収益化累計額	<u>△113,050,739</u>	44,191,408	
チ 補償金長期前受金	58,281,131		
収益化累計額	<u>△4,085,716</u>	54,195,415	
長期前受金合計			<u>1,576,879,345</u>
繰延収益合計			<u>1,576,879,345</u>
負債合計			<u>2,763,998,107</u>

資 本 の 部

6 資本金			2,136,784,003
-------	--	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		3,978,036	
ロ 工事負担金		0	
ハ 施設分担金		0	
ニ 工事補助金		0	
ホ 工事繰入金		0	
資本剰余金合計			<u>3,978,036</u>

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>103,206,642</u>		
利益剰余金合計		<u>367,206,642</u>	
剰余金合計			<u>371,184,678</u>
資 本 合 計			<u>2,507,968,681</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,271,966,788</u>

令和6年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、278,260,567円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金3,012,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金643,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金1,675,990円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、54,533,781円である。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、星山、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西洪田、島、東洪田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税抜き、単位：千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	220,407	49,332	2,719
営業費用	242,156	100,899	4,565
営業損益	△21,749	△51,567	△1,846
営業外収益	38,626	61,840	1,166
営業外費用	5,184	5,061	174
附帯事業収益	1,956	0	0
附帯事業費用	3,348	0	0
経常損益	10,301	5,212	△854
セグメント資産	3,433,663	1,769,455	68,849
セグメント負債	1,321,560	1,394,121	48,317
その他の項目			
他会計繰入金	418	11,076	47
減価償却費	113,692	62,205	3,091
受取利息	408	22	0
支払利息	5,153	5,057	174
特別利益	0	0	0
特別損失	15	0	0
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	264,017	19,304	3

項 目	合 計
営業収益	272,458
営業費用	347,620
営業損益	△75,162
営業外収益	101,632
営業外費用	10,419
附帯事業収益	1,956
附帯事業費用	3,348
経常損益	14,659
セグメント資産	5,271,967
セグメント負債	2,763,998
その他の項目	
他会計繰入金	11,541
減価償却費	178,988
受取利息	430
支払利息	10,384
特別利益	0
特別損失	15
うち減損損失	0
固定資産の増加額	283,324

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分） 該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分） 該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引 該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

令和7年度 かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832	
ロ 建物	380,473,177		
減価償却累計額	<u>△191,813,700</u>	188,659,477	
ハ 構築物	6,864,853,096		
減価償却累計額	<u>△3,508,545,663</u>	3,356,307,433	
ニ 機械及び装置	1,439,826,585		
減価償却累計額	<u>△1,062,842,342</u>	376,984,243	
ホ 車両及び運搬具	20,178,144		
減価償却累計額	<u>△10,187,537</u>	9,990,607	
ヘ 工具器具及び備品	33,591,505		
減価償却累計額	<u>△23,920,323</u>	9,671,182	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		<u>393,626,400</u>	
有形固定資産合計			4,686,327,174

(2) 無形固定資産

イ リース資産		0	
ロ ソフトウェア		<u>659,200</u>	
無形固定資産合計			<u>659,200</u>
固定資産合計			4,686,986,374

2 流動資産

(1) 現金預金		696,516,275	
(2) 未収金	78,593,429		
貸倒引当金	<u>△3,077,484</u>	75,515,945	
(3) 貯蔵品		17,568,194	
(4) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>789,600,414</u>
資 産 合 計			<u><u>5,476,586,788</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 修繕引当金	9,610,336		
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>		
引当金合計		9,610,336	
(2) 企業債		1,274,671,243	
(3) リース債務		<u>0</u>	
固定負債合計			1,284,281,579

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債		71,545,269	
(3) リース債務			0
(4) 未払金		18,274,914	
(5) 前受金		300,000	
(6) 引当金		7,599,000	
流動負債合計			<u>97,719,183</u>

5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	2,009,188,343		
収益化累計額	<u>△1,103,700,540</u>	905,487,803	
ロ 工事負担金	957,706,447		
収益化累計額	<u>△653,851,214</u>	303,855,233	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△41,727,617</u>	20,362,151	
ニ 国庫補助金	264,244,681		
収益化累計額	<u>△164,519,572</u>	99,725,109	
ホ 県補助金	132,010,123		
収益化累計額	<u>△111,485,615</u>	20,524,508	
ヘ 他会計補助金	168,780,069		
収益化累計額	<u>△85,389,351</u>	83,390,718	
ト 企業債元金償還繰入金	168,385,147		
収益化累計額	<u>△113,050,739</u>	55,334,408	
チ 補償金長期前受金	64,065,131		
収益化累計額	<u>△5,396,716</u>	58,668,415	
長期前受金合計			<u>1,547,348,345</u>
繰延収益合計			<u>1,547,348,345</u>
負債合計			<u>2,929,349,107</u>

資 本 の 部

6 資本金			2,253,632,003
-------	--	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	3,978,036		
ロ 工事負担金		0	
ハ 施設分担金		0	
ニ 工事補助金		0	
ホ 工事繰入金		0	
資本剰余金合計			<u>3,978,036</u>

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	△10,000,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>35,627,642</u>		
利益剰余金合計		<u>289,627,642</u>	
剰余金合計			<u>293,605,678</u>
資 本 合 計			<u>2,547,237,681</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,476,586,788</u>

令和7年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、266,279,898円である。

(3) 保証債務
該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金3,138,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金687,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金1,072,950円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受ける出資の額は、86,847,964円である。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、山崎、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西洪田、島、東洪田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、星山、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(消費税抜き、単位：千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	219,971	49,160	2,821
営業費用	275,641	118,971	5,724
営業損益	△55,670	△69,811	△2,903
営業外収益	39,020	59,493	1,203
営業外費用	6,990	5,578	164
附帯事業収益	2,165	0	0
附帯事業費用	5,161	0	0
経常損益	△26,636	△15,896	△1,864
セグメント資産	3,614,099	1,797,401	65,087
セグメント負債	1,452,005	1,431,685	45,659
その他の項目			
他会計繰入金	534	11,986	90
減価償却費	107,679	61,808	3,035
受取利息	754	41	0
支払利息	6,940	5,553	163
特別利益	21	1	1
特別損失	930	364	2
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	376,038	17,584	4

項 目	合 計
営業収益	271,952
営業費用	400,336
営業損益	△ 128,384
営業外収益	99,716
営業外費用	12,732
附帯事業収益	2,165
附帯事業費用	5,161
経常損益	△ 44,396
セグメント資産	5,476,587
セグメント負債	2,929,349
その他の項目	
他会計繰入金	12,610
減価償却費	172,522
受取利息	795
支払利息	12,656
特別利益	23
特別損失	1,296
うち減損損失	0
固定資産の増加額	393,626

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分）
該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分）
該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引
該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

議案第 64 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	2,100 戸
(2) 年間有収水量	770,000 m ³
(3) 一日平均有収水量	2,110 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	11,469 千円
流域下水道事業(負担金)	23,785 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	434,305 千円
第1項 営業収益	167,948 千円
第2項 営業外収益	266,356 千円
第3項 特別利益	1 千円

支出

第1款 下水道事業費用	459,009 千円
第1項 営業費用	421,756 千円
第2項 営業外費用	37,003 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額93,148千円は、当年度分損益勘定留保資金89,799千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,349千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	202,447 千円
第1項 負担金	2,400 千円
第2項 補助金	1,500 千円
第3項 他会計補助金	4,600 千円
第4項 他会計出資金	31,596 千円
第5項 企業債	162,300 千円

第7項 基金 51千円

支出

第1款 資本的支出 295,595千円
 第1項 建設改良費 36,869千円
 第2項 企業債償還金 258,675千円
 第4項 基金積立金 51千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	4,600	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	20,500	〃	〃	〃
資本費平準化債	124,900	〃	〃	〃
特別措置分	12,300	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 29,684千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費、減価償却費及び企業債償還等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、161,618千円である。

令和7年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	下水道事業収益		434,305	
	1 営業収益		167,948	
		1 下水道使用料	126,454	
		2 雨水処理負担金	40,928	
		4 その他営業収益	566	
	2 営業外収益		266,356	
		1 受取利息及び配当金	1	
		2 他会計補助金	116,090	
		3 補助金	6,151	
		4 長期前受金戻入	143,878	
		7 雑収益	236	
	3 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	下水道事業費用		459,009	
	1 営業費用		421,756	
		1 管渠費	27,855	
		2 総係費	39,402	
		3 流域下水道維持管理負担金	92,971	
		4 減価償却費	261,528	
	2 営業外費用		37,003	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	30,118	
		2 消費税及び地方消費税	1,892	
		3 雑支出	4,993	
	3 特別損失		50	
		3 過年度損益修正損	50	
	4 予備費		200	
		1 予備費	200	

資本的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的收入			202,447	
	1 負担金		2,400	
		1 受益者負担金	2,400	
	2 補助金		1,500	
		1 国庫補助金	1,500	
	3 他会計補助金		4,600	
		1 他会計補助金	4,600	
	4 他会計出資金		31,596	
		1 他会計出資金	31,596	
	5 企業債		162,300	
1 建設改良費等企業債		162,300		
7 基金		51		
	1 基金繰入金	51		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本の支出			295,595	
	1 建設改良費		36,869	
		1 公共下水道整備事業費	11,469	
		2 流域下水道事業負担金	23,785	
		3 固定資産購入費	1,615	
	2 企業債償還金		258,675	
		1 企業債償還金	258,675	
	4 基金積立金		51	
1 基金積立金		51		

令和7年度 かつらぎ町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は損失）	△27,278
減価償却費	261,528
固定資産除却費	0
固定資産売却損	0
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額（△）	0
賞与引当金の増加・減少額（△）	1,700
法定福利費引当金の増加・減少額（△）	359
修繕引当金の増加・減少額（△）	0
貸倒引当金の増加・減少額（△）	0
長期前受金戻入額	△143,878
未収金の増加（△）・減少額	△125
未払金の増加・減少額（△）	52
前受金の増加・減少額（△）	0
前払金の増加（△）・減少額	0
たな卸資産の増加（△）・減少額	0
受取利息及び配当金	△1
支払利息及び企業債取扱諸費	30,118
その他流動資産の増加（△）・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額（△）	0
固定資産売却益（△）投資活動へ	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	122,475
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
補助金、負担金等による収入	7,727
固定資産の売却による収入	0
基金による収入	51
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	1
固定資産の取得による支出	△33,520
基金積立金による支出	△51
資産及び負債の増減（投資活動）	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,792
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	162,300
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△258,675
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	31,596
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△30,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	△94,897
資金増減額	1,786

資金期首殘高	21,916
資金期末殘高	<u>23,702</u>

令和6年度 かつらぎ町下水道事業予定損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	111,145,000		
	(2) 雨水処理負担金	26,989,000		
	(3) その他の営業収益	66,000	138,200,000	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	21,334,000		
	(2) 総係費	36,338,000		
	(3) 流域下水道維持管理負担金	85,396,000		
	(4) 減価償却費	263,232,000		
	(5) 資産減耗費	8,700,000	415,000,000	
	営業損失			276,800,000
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,000		
	(2) 他会計補助金	162,596,000		
	(3) 補助金	600,000		
	(4) 長期前受金戻入	145,225,000		
	(5) 雑収益	245,000	308,667,000	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	32,132,000		
	(2) 雑支出	6,552,000		
	(3) 他会計繰出金	26,448,000	65,132,000	243,535,000
	経常損失			33,265,000
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	1,000		
	(2) その他特別利益	0	1,000	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	46,000		
	(2) その他特別損失	0	46,000	△45,000
	当年度純損失			33,310,000
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処理欠損金			33,310,000

令和6年度 かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		66,447,050	
ロ. 建物	63,023,779		
減価償却累計額	<u>△11,231,030</u>	51,792,749	
ハ. 構築物	6,974,322,705		
減価償却累計額	<u>△1,189,247,966</u>	5,785,074,739	
ニ. 機械及び装置	97,640,236		
減価償却累計額	<u>△55,284,241</u>	42,355,995	
ホ. 車両及び運搬具	21,456,120		
減価償却累計額	<u>△19,233,720</u>	2,222,400	
ヘ. 工具器具及び備品	1,398,714		
減価償却累計額	<u>△1,026,374</u>	372,340	
ト. 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計			5,948,265,273

(2) 無形固定資産

イ. ソフトウェア		1,940,001	
ロ. 地上権		867,950	
ハ. 施設利用権		<u>972,759,891</u>	
無形固定資産合計			<u>975,567,842</u>
固定資産合計			6,923,833,115

2 流動資産

(1) 現金預金

21,915,461

(2) 未収金

4,146,289

貸倒引当金

△151,000

3,995,289

流動資産合計

25,910,750

資 産 合 計

6,949,743,865

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

2,270,926,484

固定負債合計

2,270,926,484

4 流動負債				
(1) 企業債			258,674,044	
(2) 未払金			2,065,101	
(3) 引当金			<u>4,737,000</u>	
流動負債合計				265,476,145
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ. 受贈財産評価額	102,162,021			
収益化累計額	<u>△16,040,363</u>	86,121,658		
ロ. 工事負担金	201,464,465			
収益化累計額	<u>△24,950,598</u>	176,513,867		
収益化累計額	<u>△5,116,000</u>	<u>△5,116,000</u>		
ハ. 国庫補助金	2,985,798,945			
収益化累計額	<u>△563,965,658</u>	2,421,833,287		
ニ. 県補助金	75,910,001			
収益化累計額	<u>△12,391,918</u>	63,518,083		
ホ. 他会計補助金	1,407,896,016			
収益化累計額	<u>△242,530,071</u>	<u>1,165,365,945</u>		
長期前受金合計			<u>3,908,236,840</u>	
繰延収益合計				<u>3,908,236,840</u>
負債合計				<u>6,444,639,469</u>
資本の部				
6 資本金				483,630,435
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ. 受贈財産評価額		10,599,870		
ロ. 国補助金		2,967,539		
ハ. 他会計補助金		<u>41,216,552</u>		
資本剰余金合計			54,783,961	

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処理欠損金

33,310,000

利益剰余金合計

△33,310,000

剰余金合計

21,473,961

資 本 合 計

505,104,396

負 債 資 本 合 計

6,949,743,865

令和6年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	8～45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、693,858,559円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
 - ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,281,000円を取り崩す。
 - ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金498,000円を取り崩す。
 - ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金151,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、29,645,124円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		66,447,050	
ロ. 建物	63,023,779		
減価償却累計額	<u>△13,103,030</u>	49,920,749	
ハ. 構築物	6,984,750,705		
減価償却累計額	<u>△1,390,170,966</u>	5,594,579,739	
ニ. 機械及び装置	99,109,236		
減価償却累計額	<u>△63,352,241</u>	35,756,995	
ホ. 車両及び運搬具	21,456,120		
減価償却累計額	<u>△20,384,720</u>	1,071,400	
ヘ. 工具器具及び備品	1,398,714		
減価償却累計額	<u>△1,135,374</u>	263,340	
ト. 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計			5,748,039,273

(2) 無形固定資産

イ. ソフトウェア		1	
ロ. 地上権		795,950	
ハ. 施設利用権		946,989,891	
無形固定資産合計			<u>947,785,842</u>
固定資産合計			6,695,825,115

2 流動資産

(1) 現金預金

23,701,461

(2) 未収金

4,271,289

貸倒引当金

△151,000

4,120,289

流動資産合計

27,821,750

資 産 合 計

6,723,646,865

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

2,188,422,484

固定負債合計

2,188,422,484

4 流動負債				
(1) 企業債			244,803,044	
(2) 未払金			2,117,101	
(3) 引当金			<u>6,796,000</u>	
流動負債合計				253,716,145
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
イ. 受贈財産評価額	102,162,021			
収益化累計額	<u>△18,558,363</u>	83,603,658		
ロ. 工事負担金	203,646,465			
収益化累計額	<u>△24,950,598</u>	178,695,867		
収益化累計額	<u>△10,254,000</u>	△10,254,000		
ハ. 国庫補助金	2,987,162,945			
収益化累計額	<u>△657,416,658</u>	2,329,746,287		
ニ. 県補助金	75,910,001			
収益化累計額	<u>△14,433,918</u>	61,476,083		
ホ. 他会計補助金	1,412,077,016			
収益化累計額	<u>△283,259,071</u>	<u>1,128,817,945</u>		
長期前受金合計			<u>3,772,085,840</u>	
繰延収益合計				<u>3,772,085,840</u>
負債合計				<u>6,214,224,469</u>
資本の部				
6 資本金				515,226,372
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ. 受贈財産評価額		10,599,870		
ロ. 国補助金		2,967,539		
ハ. 他会計補助金		<u>7,906,552</u>		
資本剰余金合計			21,473,961	
(2) 利益剰余金				
イ. 当年度未処理欠損金		<u>27,277,937</u>		
利益剰余金合計			<u>△27,277,937</u>	
剰余金合計				<u>△5,803,976</u>
資本合計				<u>509,422,396</u>
負債資本合計				<u><u>6,723,646,865</u></u>

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	8～45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、629,080,812円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
 - ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金1,616,000円を取り崩す。
 - ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金342,000円を取り崩す。
 - ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金67,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、31,595,088円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

